# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 殿 |
| 【提出日】 | 2020年9月29日提出 |
| 【計算期間】 | 第7計算期間<br>（自　2019年7月6日　至　2020年7月6日） |
| 【ファンド名】 | ダイワ・インデックスセレクト 新興国債券 |
| 【発行者名】 | 大和アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長　松下　浩一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 西脇　保宏 |
| 【連絡場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |
| 【電話番号】 | 03-5555-3431 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当ありません。 |

# 第一部　【ファンド情報】

## 第１　【ファンドの状況】

### １【ファンドの性格】

**(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】**

当ファンドは、新興国通貨建ての債券に投資し、投資成果をJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド（円換算）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

| | | |
|---|---|---|
| 商品分類 | 単位型投信・追加型投信 | 追加型投信 |
| | 投資対象地域 | 海外 |
| | 投資対象資産(収益の源泉) | 債券 |
| | 補足分類 | インデックス型 |
| 属性区分 | 投資対象資産 | その他資産（投資信託証券（債券　一般）） |
| | 決算頻度 | 年1回 |
| | 投資対象地域 | エマージング |
| | 投資形態 | ファミリーファンド |
| | 為替ヘッジ | 為替ヘッジなし |
| | 対象インデックス | その他の指数（JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド（円換算）） |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注1）商品分類の定義

- 「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- 「海外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「債券」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
- 「インデックス型」…目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

- **「その他資産」…組入れている資産**
- **「債券　一般」…公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの**
- **「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの**
- **「エマージング」…目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの**
- **「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの**
- **「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの**
- **「その他の指数」…日経225、ＴＯＰＩＸにあてはまらないすべてのもの**

## 商品分類表

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） | 補足分類 |
|---|---|---|---|
| 単位型投信 | 国　内 | 株　式 | インデックス型 |
| 追加型投信 | 海　外 | 債　券 | 特殊型 |
| | 内　外 | 不動産投信 | |
| | | その他資産（　　） | |
| | | 資産複合 | |

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ | 対象インデックス |
|---|---|---|---|---|---|
| 株式 | 年1回 | グローバル | ファミリーファンド | あり（　　） | 日経225 |
| 一般 | 年2回 | 日本 | | | |
| 大型株 | 年4回 | 北米 | | | TOPIX |
| 中小型株 | 年6回（隔月） | 欧州 | | | |
| 債券 | 年12回（毎月） | アジア | | | その他（JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド（円換算）） |
| 一般 | 日々 | オセアニア | ファンド・オブ・ファンズ | なし | |
| 公債 | その他（　） | 中南米 | | | |
| 社債 | | アフリカ | | | |
| その他債券 | | 中近東（中東） | | | |
| クレジット属性（　　） | | エマージング | | | |
| 不動産投信 | | | | | |
| その他資産（投資信託証券（債券　一般）） | | | | | |
| 資産複合（　　） | | | | | |
| 資産配分固定型 | | | | | |
| 資産配分変更型 | | | | | |

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

**※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス http://www.toushin.or.jp/）をご参照下さい。**

**＜信託金の限度額＞**

**・委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。**

**・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。**

**＜ファンドの特色＞**

## 新興国通貨建ての債券に投資し、投資成果をJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス―エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド（円換算）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

### 運用プロセス

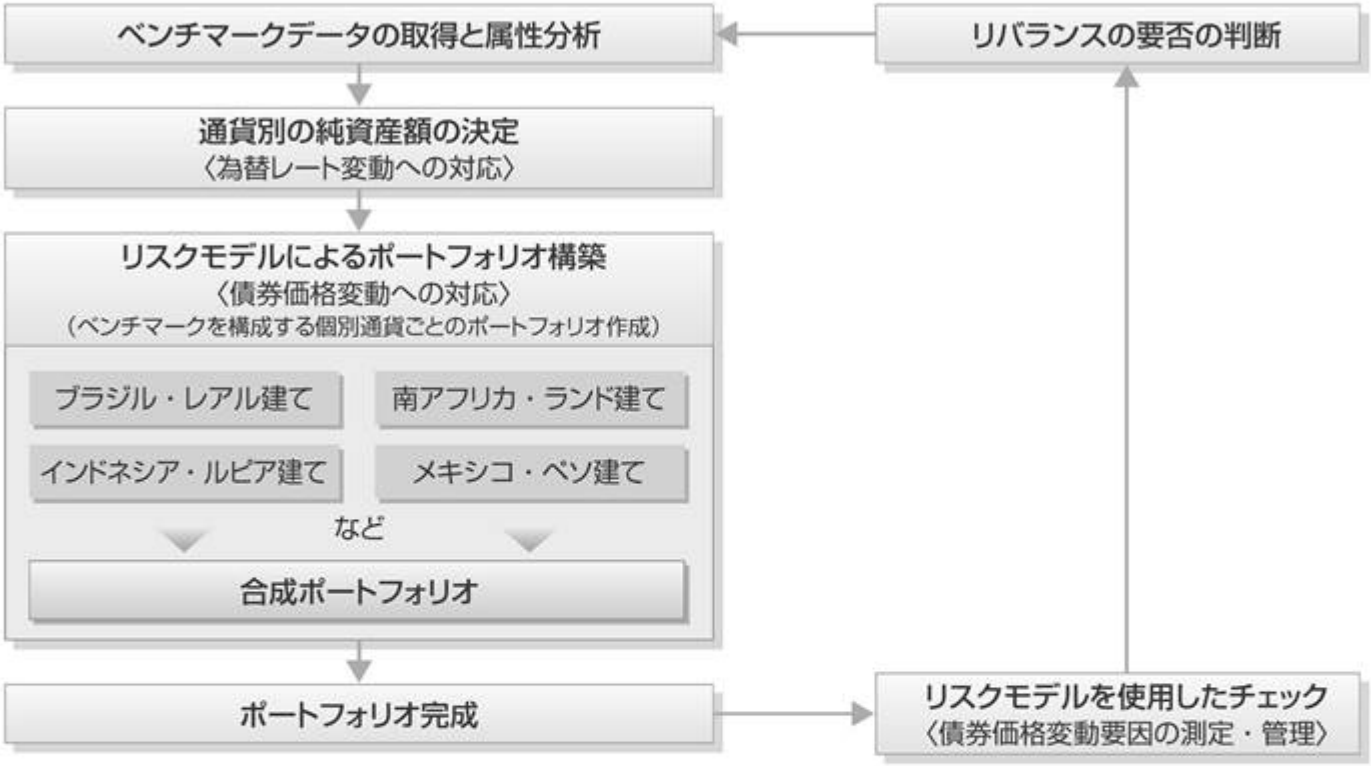


ベンチマークであるJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス ― エマージング・マーケッ
グローバル ダイバーシファイド（円換算）の主な騰落要因は、為替レート変動と債券価格変動です

**①為替レート変動への対応**

ポートフォリオの通貨別構成比率をベンチマークの通貨別構成比率に近づけるように、ポートフォリ
の通貨別の純資産額を決定します。

**②債券価格変動への対応**

ベンチマークの構成比率が高い債券や発行残高の多い債券を組入れ、ポートフォリオにおける個別銘
の組入比率をベンチマークにおける組入比率に近づけます。

**③変動要因の測定・管理**

リスクモデルを使用し、債券価格変動要因および為替変動要因の測定･管理を行ない、ベンチマーク
あるJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス ― エマージング・マーケッツ グローバル ダイバ
シファイド（円換算）への連動性を随時チェックします。

### JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス ― エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド（円換算）について

- JPモルガン社が算出し公表している債券指数で、新興国の政府が現地通貨建てで発行する債券で構成されています。米ドルベースの指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。
- 外国人投資家に対して著しい不利益を与えうる制度等がある国は除外されています。
- 国別構成比率に、1か国当たりの上限を設けており、分散が図られています。
- 2020年7月末時点の構成国は以下の通りです。

ブラジル、チリ、中国、コロンビア、チェコ、ドミニカ共和国、ハンガリー、インドネシア、マレーシア、メキシコ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、ロシア、南アフリカ、タイ、トルコ、ウルグアイ

（※）上記はインデックスの構成国であり、ファンドは上記すべてに投資するとは限りません。実際の運用は、指数の国別構成比率と異なります。

## ファンドの仕組み

### ●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。

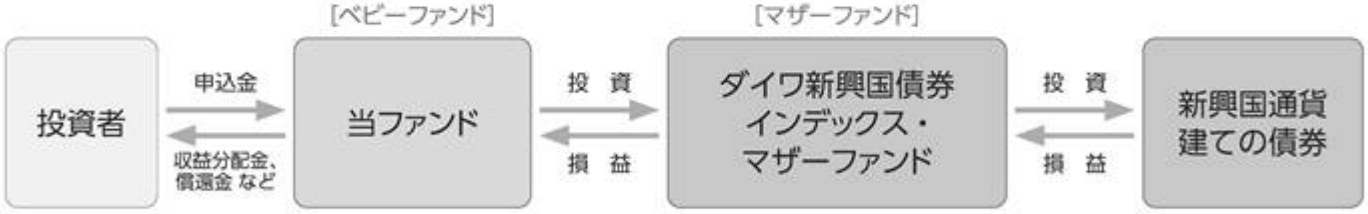


- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
- マザーファンドにおいて、運用の効率化をはかるため、債券先物取引等や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産の組入総額ならびに外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、「ファンドの特色」の運用が行なわれないことがあります。

# 分配方針

毎年7月5日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

［分配方針］

①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス―エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P.Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P.Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016 J.P.Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## ●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、マザーファンドの受益証券への投資を通じて、投資成果をJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス―エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド（円換算）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- 指数構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れるとは限らないこと
- 債券の組入比率が100%でないこと
- 基準価額の算出に使用する債券の評価価格と、指数の算出に使用される債券の評価価格が異なること
- 基準価額の算出に使用する為替レートと、指数の算出に使用される為替レートが異なること
- 運用管理費用（信託報酬）や税金等の負担

  ※新興国においては、先進国と比較して、ファンドが負担する税金、売買に伴う費用（取引執行コストなど）が高くなる傾向があります。
- 追加設定および解約に対応した債券の約定価格と指数の算出に使用される価格が異なること
- 債券先物取引等を利用した場合、先物価格と債券価格の値動きが異なること
- 債券および債券先物取引等の最低取引単位の影響
- 債券または債券先物取引等の流動性が低下した場合における売買対応の影響
- 指数の構成銘柄の変更による影響

**(2) 【ファンドの沿革】**

2013年12月2日　　信託契約締結、当初自己設定、運用開始

**(3) 【ファンドの仕組み】**

<table>
<tr><td>受益者</td><td colspan="2">お申込者</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（※3）</td></tr>
<tr><td>お取扱窓口</td><td>販売会社</td><td>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。<br>①受益権の募集の取扱い<br>②一部解約請求に関する事務<br>③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務　など</td></tr>
<tr><td>↑↓※1</td><td colspan="2">収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※3）</td></tr>
<tr><td>委託会社</td><td>大和アセットマネジメント株式会社</td><td>当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。<br>①受益権の募集・発行<br>②信託財産の運用指図<br>③信託財産の計算<br>④運用報告書の作成　など</td></tr>
<tr><td>↓運用指図↑↓※2</td><td colspan="2">損益↑↓信託金（※3）</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>三井住友信託銀行株式会社<br>再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行</td><td>信託契約（※2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。<br>①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分<br>②信託財産の計算　など</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">損益↑↓投資</td></tr>
<tr><td>投資対象</td><td colspan="2">新興国通貨建ての債券　など<br>（ファミリーファンド方式で運用を行ないます。）</td></tr>
</table>

（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

＜委託会社等の概況（2020年7月末日現在）＞

・資本金の額　151億7,427万2,500円

・沿革

| | |
|---|---|
| 1959年12月12日 | 大和証券投資信託委託株式会社として設立 |
| 1960年 2月17日 | 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得 |
| 1960年 4月 1日 | 営業開始 |
| 1985年11月 8日 | 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。 |
| 1995年 5月31日 | 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。 |
| 1995年 9月14日 | 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。 |
| 2007年 9月30日 | 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。<br>（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号） |
| 2020年 4月 1日 | 大和アセットマネジメント株式会社に商号変更 |

・大株主の状況

| 名　称 | 住　所 | 所有株式数 | 比率 |
|---|---|---|---|
| | | 株 | % |
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 2,608,525 | 100.00 |

## 2　【投資方針】

### (1)　【投資方針】

①　主要投資対象

ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

②　投資態度

イ．主として、マザーファンドの受益証券を通じて、新興国通貨建ての債券に投資し、投資成果をJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド（円換算）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

ロ．マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

ハ．為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの特色＞をご参照下さい。

**(2) 【投資対象】**

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)⑤、⑥および⑦に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．コマーシャル・ペーパー

8．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7までの証券または証書の性質を有するもの

9．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

**10．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）**

**11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）**

**12．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）**

**13．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）**

**14．外国法人が発行する譲渡性預金証書**

**15．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）**

**16．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）**

**17．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前15.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの**

**なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10.の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。**

**③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。**

**1. 預金**
**2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）**
**3. コール・ローン**
**4. 手形割引市場において売買される手形**
**5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの**
**6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの**

**※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの特色＞をご参照下さい。**

**(3) 【運用体制】**

**①　運用体制**

**ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。**

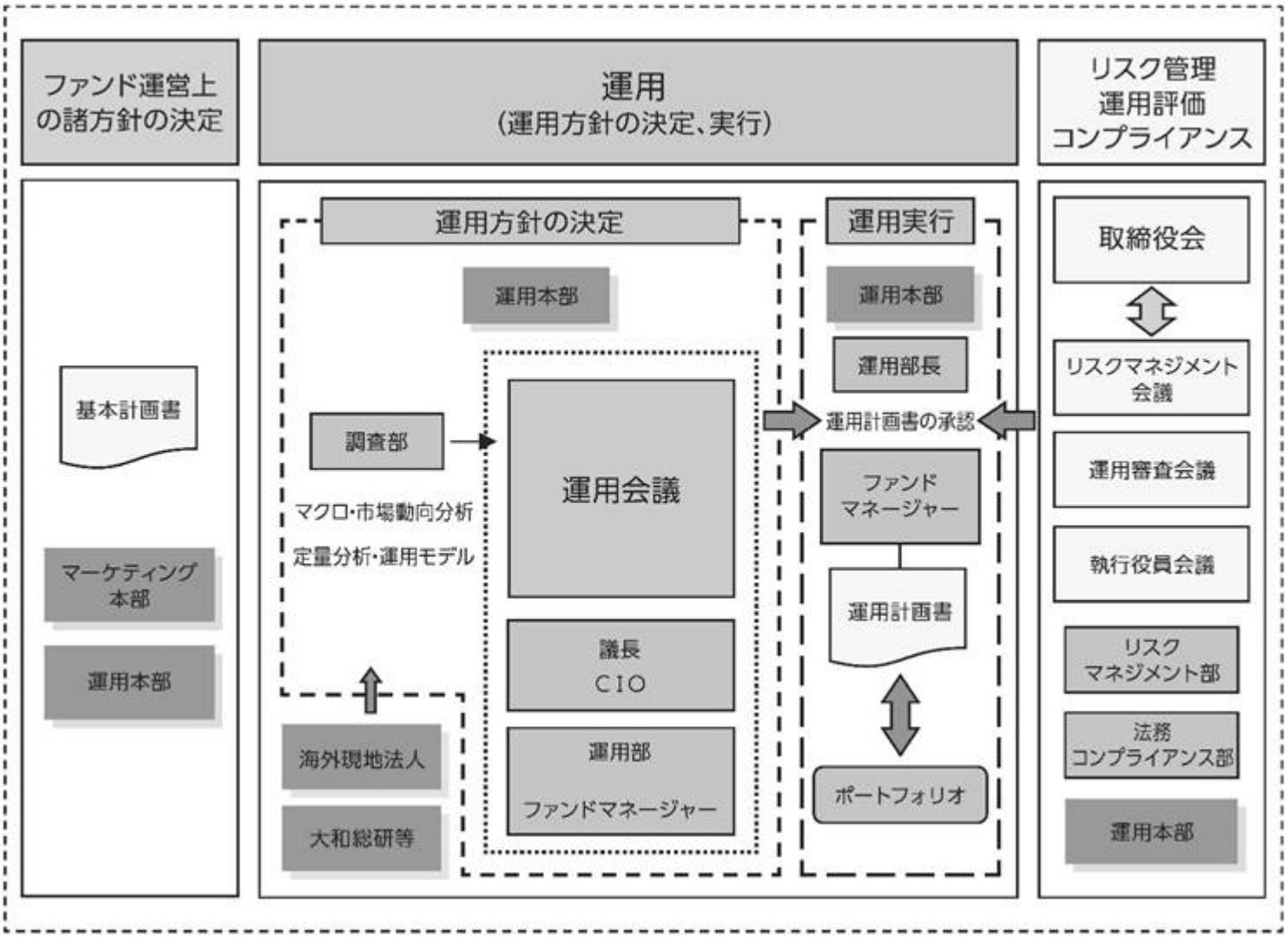


**② 運用方針の決定にかかる過程**

**運用方針は次の過程を経て決定しております。**

**イ．基本計画書の策定**

**ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。**

**ロ．基本的な運用方針の決定**

**CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。**

**ハ．運用計画書の作成・承認**

**ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。**

**③ 職務権限**

**ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。**

**イ．CIO（Chief Investment Officer）（2名）**

**運用最高責任者として、次の職務を遂行します。**

**・基本的な運用方針の決定**

・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（0～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（0～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ．運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④　運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

イ．運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ハ．執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

⑤　受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※　上記の運用体制は2020年7月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

**(4)【分配方針】**

①　分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

②　原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

③　留保益は、前(1)に基づいて運用します。

**(5)【投資制限】**

①　マザーファンドの受益証券（信託約款）

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

**② 株式（信託約款）**

**イ．株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。**

**ロ．委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。**

**ハ．前ロ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。**

**③ 投資信託証券（信託約款）**

**イ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。**

**ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。**

**④ 投資する株式の範囲（信託約款）**

**イ．委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。**

**ロ．前イ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。**

**⑤ 先物取引等（信託約款）**

**イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。**

**ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。**

**ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。**

**⑥ スワップ取引（信託約款）**

**イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。**

**ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。**

**ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。**

**ニ．前ハ．においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。**

**ホ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。**

**ヘ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。**

**⑦　金利先渡取引および為替先渡取引（信託約款）**

**イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。**

**ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。**

**ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の 1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。**

**ニ．前ハ．においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有**

**金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。**

**ホ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ．において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ．において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。**

**ヘ．前ホ．においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。**

**ト．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。**

**チ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。**

**⑧　デリバティブ取引等（信託約款）**

**委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。**

**⑨　同一銘柄の転換社債等（信託約款）**

**イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。**

**ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。**

**⑩　有価証券の貸付け（信託約款）**

**イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。**

**1．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。**

**2．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。**

**3．投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。**

**ロ．前イ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。**

**ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。**

**⑪　外貨建資産（信託約款）**

**外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。**

**⑫　特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）**

**外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。**

**⑬　外国為替予約取引（信託約款）**

**イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。**

**ロ．前イ．の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。**

**ハ．前ロ．においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。**

**ニ．前ロ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。**

**⑭　信用リスク集中回避（信託約款）**

**一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。**

**⑮　資金の借入れ（信託約款）**

**イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。**

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

＜参　考＞ マザーファンド（ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド）の概要

(1) 投資方針

① 主要投資対象

新興国通貨建ての債券を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ．主として、新興国通貨建ての債券に投資し、投資成果をJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド（円換算）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

ロ．運用の効率化をはかるため、債券先物取引等や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産の組入総額ならびに外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ハ．為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)④、⑤および⑥に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

**1．転換社債の転換、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書**
**2．国債証券**
**3．地方債証券**
**4．特別の法律により法人の発行する債券**
**5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）**
**6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）**
**7．コマーシャル・ペーパー**
**8．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.の証券または証書の性質を有するもの**
**9．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）**
**10．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）**
**11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）**
**12．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）**
**13．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）**
**14．外国法人が発行する譲渡性預金証書**
**15．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）**
**16．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）**
**17．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの**
**18．外国の者に対する権利で前17.の有価証券の性質を有するもの**

**なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10.の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。**

**③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。**

**1．預金**
**2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）**
**3．コール・ローン**
**4．手形割引市場において売買される手形**
**5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの**
**6．外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの**

**(3) 主な投資制限**

**① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。**

**② 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。**

**③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。**

**④ 先物取引等**

**イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。**

**ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。**

**ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。**

**⑤ スワップ取引**

**イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。**

**ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。**

**ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。**

**ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。**

**ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。**

**⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引**

**イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。**

**ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。**

**ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委**

託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

## 3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

**② 債券先物取引の利用に伴うリスク**

**債券先物の価格は、金利の動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合において、先物価格が上昇すれば収益が発生し、下落すれば損失が発生します（売建てている場合は逆の結果となります。）。**

**③ 外国為替予約取引の利用に伴うリスク**

**外国為替予約とは、将来あらかじめ定めた条件（時期、金額、為替レート等）で外貨の売買を行なう契約のことをいいます。買予約（外貨を買う契約）を行なっている場合、当該外貨の為替レートが円安方向に変動すれば収益が発生し、円高方向に変動すれば損失が発生します（売予約を行なっている場合は逆の結果となります。）。**

**為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。また、取引の相手方の債務不履行により損失が発生することがあり、この場合基準価額が下落する要因となります。**

**④ 外国証券への投資に伴うリスク**

**イ．為替リスク**

〈為替変動のイメージ図〉

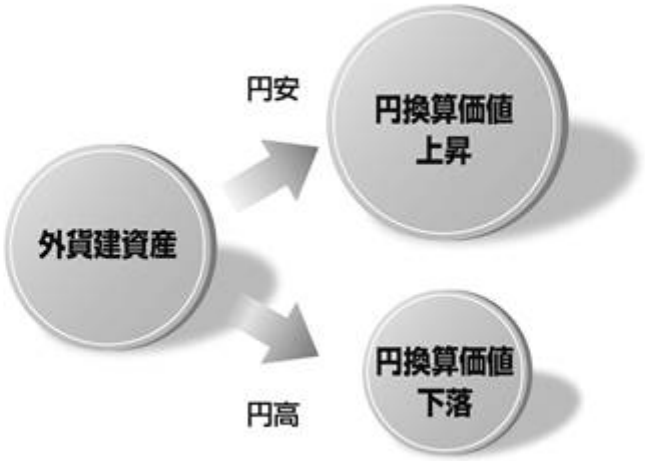


※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

**外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。**

**特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。**

**なお、当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。**

**ロ．カントリー・リスク**

**投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。**

**新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係**

**の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。**

**新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。**

**実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。**

**⑤　その他**

**イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。**

**ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。**

**(2) 換金性等が制限される場合**

**通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。**

**①　金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。**

**②　ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。**

**(3) その他の留意点**

**当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**

**※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、＜ファンドの特色＞の「●基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。**

**(4) リスク管理体制**

**運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。**

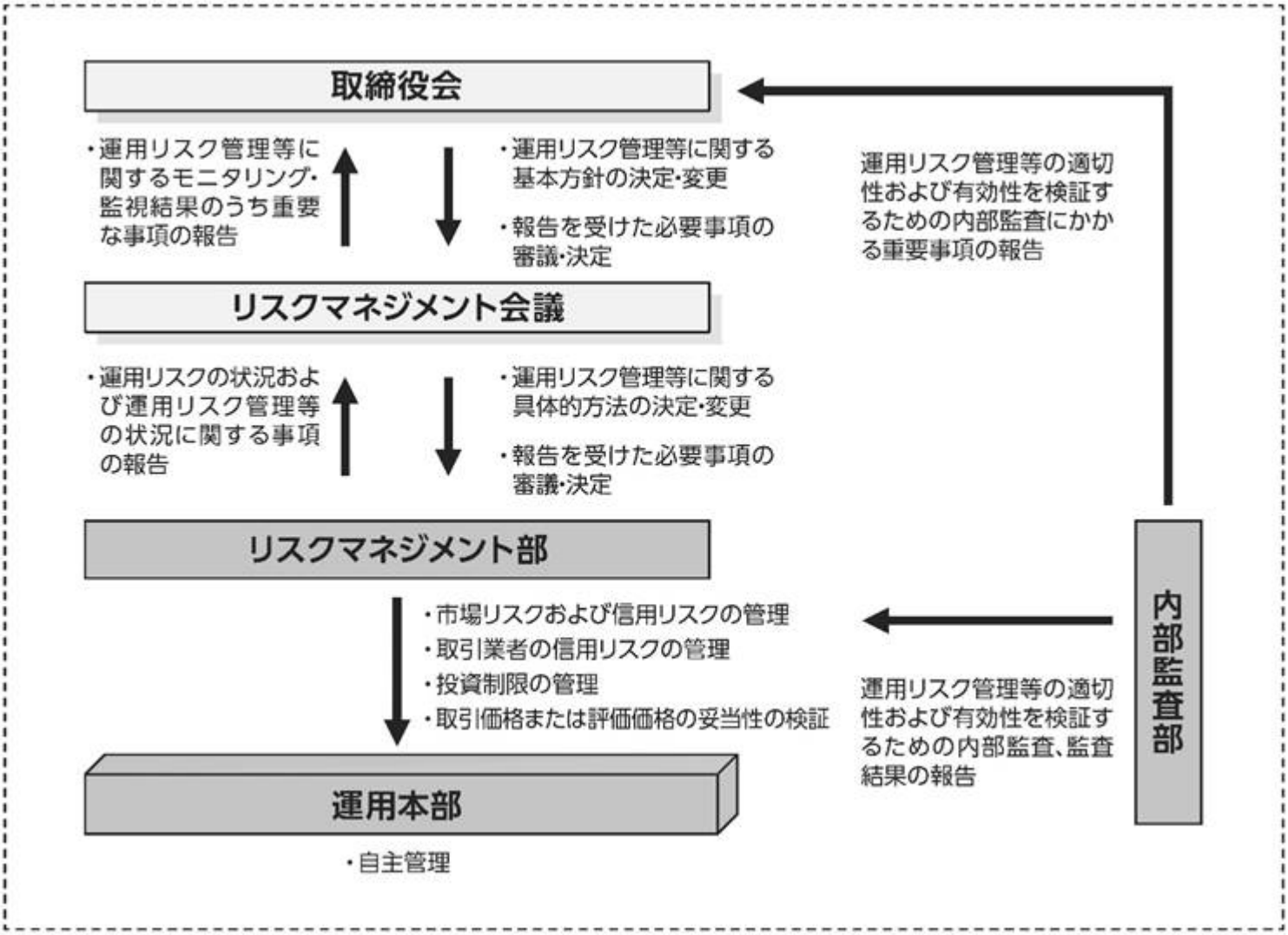


**※　流動性リスクに対する管理体制**

**当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。**

# 参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

**ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移**

**他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較**

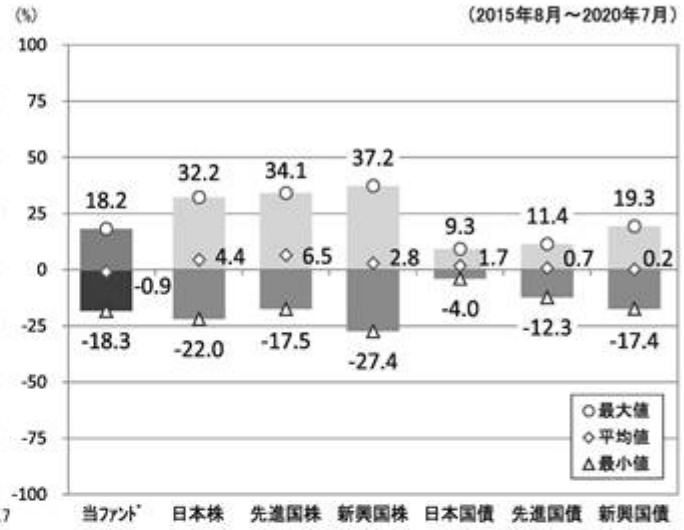


※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日 本 株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス― エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス― エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## 4 【手数料等及び税金】

**(1) 【申込手数料】**

① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.2%（税抜2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

② 申込手数料には、消費税等が課されます。

③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

**(2) 【換金(解約)手数料】**

① 換金手数料
ありません。

② 信託財産留保額
ありません。

**(3) 【信託報酬等】**

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.66%（税抜0.60%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|---|---|---|
| 年率0.285%<br>（税抜） | 年率0.285%<br>（税抜） | 年率0.03%<br>（税抜） |

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

**(4) 【その他の手数料等】**

① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

＜マザーファンドより支弁する手数料等＞

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

**(5) 【課税上の取扱い】**

課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解

約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」の適用対象です。満20歳以上の方を対象としたＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアＮＩＳＡ」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収※され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

＜注1＞個別元本について

① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

＜注2＞収益分配金の課税について

① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

② 投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合

**には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。**

**（※） 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。**

**（※）上記は、2020年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。**

**（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。**

ます。

# 5 【運用状況】

## (1) 【投資状況】 (2020年7月31日現在)

投資状況

| 投資資産の種類 | | 時価(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | | 234,518,834 | 99.91 |
| | 内 日本 | 234,518,834 | 99.91 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | 221,653 | 0.09 |
| 純資産総額 | | 234,740,487 | 100.00 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2) 【投資資産】 (2020年7月31日現在)

### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 株数、口数<br>または<br>額面金額 | 簿価単価<br>簿価<br>(円) | 評価単価<br>時価<br>(円) | 投資比率<br>(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド | 日本 | 親投資信託受益証券 | 174,649,117 | 1.3460<br>235,082,109 | 1.3428<br>234,518,834 | 99.91 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 99.91% |
| 合計 | 99.91% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

### ② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

**③ 【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

**(3) 【運用実績】**

**① 【純資産の推移】**

| | 純資産総額(分配落)(円) | 純資産総額(分配付)(円) | 1口当たりの純資産額(分配落)(円) | 1口当たりの純資産額(分配付)(円) |
|---|---|---|---|---|
| 第1計算期間末(2014年7月7日) | 58,880,360 | 58,880,360 | 1.0445 | 1.0445 |
| 第2計算期間末(2015年7月6日) | 138,727,193 | 138,727,193 | 1.0411 | 1.0411 |
| 第3計算期間末(2016年7月5日) | 162,786,253 | 162,786,253 | 0.8864 | 0.8864 |
| 第4計算期間末(2017年7月5日) | 239,787,245 | 239,787,245 | 1.0228 | 1.0228 |
| 第5計算期間末(2018年7月5日) | 237,273,227 | 237,273,227 | 0.9653 | 0.9653 |
| 第6計算期間末(2019年7月5日) | 250,173,702 | 250,173,702 | 1.0278 | 1.0278 |
| 2019年7月末日 | 250,867,344 | － | 1.0322 | － |
| 8月末日 | 240,487,009 | － | 0.9830 | － |
| 9月末日 | 244,335,806 | － | 1.0089 | － |
| 10月末日 | 251,846,502 | － | 1.0473 | － |
| 11月末日 | 240,089,779 | － | 1.0315 | － |
| 12月末日 | 246,508,212 | － | 1.0704 | － |
| 2020年1月末日 | 243,431,962 | － | 1.0570 | － |
| 2月末日 | 238,611,317 | － | 1.0360 | － |
| 3月末日 | 209,913,586 | － | 0.8970 | － |
| 4月末日 | 215,105,294 | － | 0.9148 | － |
| 5月末日 | 229,250,058 | － | 0.9708 | － |
| 6月末日 | 233,329,369 | － | 0.9813 | － |
| 第7計算期間末(2020年7月6日) | 234,272,795 | 234,272,795 | 0.9841 | 0.9841 |
| 7月末日 | 234,740,487 | － | 0.9814 | － |

**② 【分配の推移】**

| | 1口当たり分配金(円) |
|---|---|

| | |
|---|---|
| 第1計算期間 | 0.0000 |
| 第2計算期間 | 0.0000 |
| 第3計算期間 | 0.0000 |
| 第4計算期間 | 0.0000 |
| 第5計算期間 | 0.0000 |
| 第6計算期間 | 0.0000 |
| 第7計算期間 | 0.0000 |

③ 【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|---|---|
| 第1計算期間 | 4.5 |
| 第2計算期間 | △0.3 |
| 第3計算期間 | △14.9 |
| 第4計算期間 | 15.4 |
| 第5計算期間 | △5.6 |
| 第6計算期間 | 6.5 |
| 第7計算期間 | △4.3 |

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 設定数量(口) | 解約数量(口) |
|---|---|---|
| 第1計算期間 | 57,136,813 | 1,763,629 |
| 第2計算期間 | 86,105,135 | 9,224,019 |
| 第3計算期間 | 57,806,120 | 7,413,321 |
| 第4計算期間 | 74,247,907 | 23,453,691 |
| 第5計算期間 | 69,154,075 | 57,801,416 |
| 第6計算期間 | 43,254,980 | 45,638,573 |
| 第7計算期間 | 35,959,848 | 41,323,944 |

(注)　当初設定数量は1,000,000口です。

（参考）マザーファンド

ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド

(1) 投資状況（2020年7月31日現在）

投資状況

| 投資資産の種類 | | 時価(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|
| 国債証券 | | 15,319,269,745 | 94.97 |
| | 内 中国 | 613,706,724 | 3.80 |
| | 内 タイ | 1,411,796,467 | 8.75 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 内 マレーシア | 1,038,681,661 | 6.44 |
| | 内 フィリピン | 27,526,203 | 0.17 |
| | 内 インドネシア | 1,491,029,505 | 9.24 |
| | 内 ポーランド | 1,300,789,727 | 8.06 |
| | 内 ロシア | 1,304,408,724 | 8.09 |
| | 内 ハンガリー | 584,530,526 | 3.62 |
| | 内 ルーマニア | 442,450,375 | 2.74 |
| | 内 トルコ | 409,742,723 | 2.54 |
| | 内 チェコ | 763,580,502 | 4.73 |
| | 内 メキシコ | 1,501,098,803 | 9.31 |
| | 内 ドミニカ共和国 | 19,261,825 | 0.12 |
| | 内 コロンビア | 864,644,652 | 5.36 |
| | 内 ペルー | 541,834,769 | 3.36 |
| | 内 チリ | 376,426,938 | 2.33 |
| | 内 ブラジル | 1,480,294,688 | 9.18 |
| | 内 ウルグアイ | 19,928,785 | 0.12 |
| | 内 南アフリカ | 1,127,536,148 | 6.99 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | | 812,016,545 | 5.03 |
| 純資産総額 | | 16,131,286,290 | 100.00 |

**その他の資産の投資状況**

| 投資資産の種類 | | 時価(円) | 投資比率(%) |
|---|---|---|---|
| 為替予約取引（買建） | | 556,813,881 | 3.45 |
| | 内 日本 | 556,813,881 | 3.45 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

### (2) 投資資産（2020年7月31日現在）

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

**イ．主要銘柄の明細**

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 株数、口数<br>また<br>は<br>額面金額 | 簿価単価<br>簿価<br>(円) | 評価単価<br>時価<br>(円) | 利率(%)<br>償還期限<br>(年/月/日) | 投資比率<br>(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F | ブラジル | 国債証券 | 13,310,000 | 113.71<br>306,936,463 | 114.01<br>307,754,341 | 10.000000<br>2023/01/01 | 1.91 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F | ブラジル | 国債証券 | 10,690,000 | 117.67<br>255,117,440 | 118.74<br>257,424,581 | 10.000000<br>2025/01/01 | 1.60 |
| 3 | Brazil Letras do Tesouro Nacional | ブラジル | 国債証券 | 12,700,000 | 87.56<br>225,539,213 | 88.56<br>228,101,895 | －<br>2023/07/01 | 1.41 |
| 4 | REPUBLIC OF SOUTH AFRICA | 南アフリカ | 国債証券 | 30,050,000 | 113.86<br>213,852,703 | 114.03<br>214,162,593 | 10.500000<br>2026/12/21 | 1.33 |
| 5 | Poland Government Bond | ポーランド | 国債証券 | 6,000,000 | 111.37<br>187,852,664 | 111.98<br>188,873,901 | 2.750000<br>2028/04/25 | 1.17 |
| 6 | Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F | ブラジル | 国債証券 | 7,250,000 | 119.85<br>176,221,336 | 120.80<br>177,616,650 | 10.000000<br>2027/01/01 | 1.10 |
| 7 | Mexican Bonos | メキシコ | 国債証券 | 30,730,000 | 119.44<br>174,343,582 | 119.59<br>174,563,992 | 8.500000<br>2029/05/31 | 1.08 |
| 8 | Poland Government Bond | ポーランド | 国債証券 | 5,450,000 | 112.99<br>173,100,115 | 113.53<br>173,935,052 | 2.750000<br>2029/10/25 | 1.08 |
| 9 | Poland Government Bond | ポーランド | 国債証券 | 5,500,000 | 108.01<br>166,990,406 | 107.90<br>166,831,163 | 2.500000<br>2024/04/25 | 1.03 |
| 10 | Mexican Bonos | メキシコ | 国債証券 | 30,230,000 | 112.22<br>161,146,683 | 111.98<br>160,807,804 | 7.500000<br>2027/06/03 | 1.00 |
| 11 | Mexican Bonos | メキシコ | 国債証券 | 31,450,000 | 103.41<br>154,487,589 | 103.43<br>154,512,985 | 6.500000<br>2022/06/09 | 0.96 |
| 12 | Colombian TES | コロンビア | 国債証券 | 5,090,000,000 | 103.03<br>147,368,499 | 104.56<br>149,553,982 | 6.000000<br>2028/04/28 | 0.93 |
| 13 | REPUBLIC OF SOUTH AFRICA | 南アフリカ | 国債証券 | 29,520,000 | 77.49<br>142,972,740 | 77.24<br>142,524,405 | 8.750000<br>2048/02/28 | 0.88 |
| 14 | Brazil Letras do Tesouro Nacional | ブラジル | 国債証券 | 7,200,000 | 95.80<br>139,886,248 | 96.29<br>140,603,186 | －<br>2022/01/01 | 0.87 |
| 15 | Colombian TES | コロンビア | 国債証券 | 4,310,000,000 | 115.66<br>140,080,615 | 115.87<br>140,337,371 | 7.500000<br>2026/08/26 | 0.87 |
| 16 | Mexican Bonos | メキシコ | 国債証券 | 24,150,000 | 120.74<br>138,508,461 | 120.03<br>137,694,002 | 10.000000<br>2024/12/05 | 0.85 |
| 17 | REPUBLIC OF SOUTH AFRICA | 南アフリカ | 国債証券 | 22,900,000 | 91.32<br>130,706,043 | 92.05<br>131,746,562 | 8.000000<br>2030/01/31 | 0.82 |
| 18 | Colombian TES | コロンビア | 国債証券 | 4,335,000,000 | 107.04<br>130,391,606 | 107.34<br>130,765,574 | 7.000000<br>2022/05/04 | 0.81 |
| 19 | Colombian TES | コロンビア | 国債証券 | 3,650,000,000 | 123.82<br>126,997,008 | 124.23<br>127,424,704 | 10.000000<br>2024/07/24 | 0.79 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 20 | Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F | ブラジル | 国債証券 | 5,100,000 | 121.99<br>126,173,885 | 123.06<br>127,278,496 | 10.000000<br>2029/01/01 | 0.79 |
| 21 | Thailand Government Bond | タイ | 国債証券 | 29,000,000 | 124.17<br>120,637,955 | 126.53<br>122,926,809 | 3.775000<br>2032/06/25 | 0.76 |
| 22 | Mexican Bonos | メキシコ | 国債証券 | 22,750,000 | 110.54<br>119,453,368 | 110.22<br>119,111,890 | 8.000000<br>2023/12/07 | 0.74 |
| 23 | Mexican Bonos | メキシコ | 国債証券 | 22,000,000 | 112.38<br>117,440,235 | 111.69<br>116,717,095 | 8.000000<br>2024/09/05 | 0.72 |
| 24 | Brazil Letras do Tesouro Nacional | ブラジル | 国債証券 | 6,100,000 | 93.37<br>115,511,107 | 94.03<br>116,322,632 | －<br>2022/07/01 | 0.72 |
| 25 | Poland Government Bond | ポーランド | 国債証券 | 3,740,000 | 109.25<br>114,862,362 | 109.57<br>115,195,628 | 2.500000<br>2026/07/25 | 0.71 |
| 26 | Thailand Government Bond | タイ | 国債証券 | 26,050,000 | 129.93<br>113,391,898 | 130.49<br>113,875,360 | 4.875000<br>2029/06/22 | 0.71 |
| 27 | Poland Government Bond | ポーランド | 国債証券 | 3,610,000 | 112.47<br>114,140,427 | 112.14<br>113,801,493 | 5.750000<br>2022/09/23 | 0.71 |
| 28 | Brazil Letras do Tesouro Nacional | ブラジル | 国債証券 | 6,500,000 | 84.33<br>111,173,033 | 85.40<br>112,575,598 | －<br>2024/01/01 | 0.70 |
| 29 | Poland Government Bond | ポーランド | 国債証券 | 3,640,000 | 109.42<br>111,958,981 | 110.01<br>112,568,811 | 2.500000<br>2027/07/25 | 0.70 |
| 30 | Poland Government Bond | ポーランド | 国債証券 | 3,550,000 | 112.55<br>112,319,197 | 112.60<br>112,366,098 | 3.250000<br>2025/07/25 | 0.70 |

**(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。**

**ロ．投資有価証券の種類別投資比率**

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|---|---|
| 国債証券 | 94.97% |
| 合計 | 94.97% |

**(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。**

**ハ．投資株式の業種別投資比率**

**該当事項はありません。**

**② 投資不動産物件**

**該当事項はありません。**

**③ その他投資資産の主要なもの**

**(単位：円)**

| 種類 | 地域 | 資産名 | 買建/売建 | 数量 | 簿価 | 時価 | 投資比率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 為替予約取引 | 日本 | オフショア人民元買/円売 2020年8月 | 買建 | 12,600,000 | 187,929,000 | 188,244,000 | 1.17% |
| | | ルーマニア・レイ買/円売 2020年8月 | 買建 | 1,697,000 | 42,597,304 | 43,578,960 | 0.27% |
| | | チェコ・コルナ買/円売 2020年8月 | 買建 | 11,565,000 | 52,724,316 | 54,586,800 | 0.34% |
| | | ハンガリー・フォリント買/円売 2020年8月 | 買建 | 31,030,000 | 10,835,129 | 11,152,181 | 0.07% |
| | | 南アフリカ・ランド買/円売 2020年8月 | 買建 | 3,994,000 | 25,502,881 | 24,922,560 | 0.15% |
| | | ポーランド・ズロチ買/円売 2020年8月 | 買建 | 2,766,000 | 75,467,338 | 77,752,260 | 0.48% |
| | | タイ・バーツ買/円売 2020年8月 | 買建 | 8,180,000 | 27,368,644 | 27,403,000 | 0.17% |
| | | トルコ・リラ買/円売 2020年8月 | 買建 | 2,014,000 | 31,051,223 | 30,089,160 | 0.19% |
| | | メキシコ・ペソ買/円売 2020年8月 | 買建 | 20,904,000 | 99,903,381 | 99,084,960 | 0.61% |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

（参考情報）運用実績

## ●ダイワ・インデックスセレクト 新興国債券

2020年7月31日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

### 基準価額・純資産の推移

| | |
|---|---|
| 基準価額 | 9,814円 |
| 純資産総額 | 2.3億円 |

#### 基準価額の騰落率

| 期間 | ファンド |
|---|---|
| 1カ月間 | 0.0% |
| 3カ月間 | 7.3% |
| 6カ月間 | −7.2% |
| 1年間 | −4.9% |
| 3年間 | −4.0% |
| 5年間 | −4.8% |
| 設定来 | −1.9% |

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

### 分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額:　0円　　設定来分配金合計額:　0円

| 決算期 | 第1期 14年7月 | 第2期 15年7月 | 第3期 16年7月 | 第4期 17年7月 | 第5期 18年7月 | 第6期 19年7月 | 第7期 20年7月 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 分配金 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | | | | |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

### 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 資産別構成 | 銘柄数 | 比率 |
|---|---|---|
| 外国債券 | 217 | 94.9% |
| | | |
| コール・ローン、その他 | | 5.1% |
| 合計 | 217 | 100.0% |

| 債券種別構成 | 比率 |
|---|---|
| 国債 | 94.9% |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 合計 | 94.9% |

| 通貨別構成 | 比率 |
|---|---|
| メキシコ・ペソ | 10.1% |
| インドネシア・ルピア | 9.4% |
| ブラジル・レアル | 9.2% |
| タイ・バーツ | 8.8% |
| ポーランド・ズロチ | 8.7% |
| ロシア・ルーブル | 8.2% |
| 南アフリカ・ランド | 7.4% |
| マレーシア・リンギット | 6.7% |
| コロンビア・ペソ | 5.5% |
| その他 | 25.9% |
| 合計 | 100.0% |

| 債券ポートフォリオ特性値 | |
|---|---|
| 直接利回り(%) | 5.5 |
| 最終利回り(%) | 4.2 |
| 修正デュレーション | 5.5 |
| 残存年数 | 7.7 |

| 格付別構成 | 比率 |
|---|---|
| AAA | − |
| AA | 11.4% |
| A | 51.6% |
| BBB | 34.2% |
| BB | 2.8% |
| 合計 | 100.0% |

| 組入上位10銘柄 | 償還日 | 比率 |
|---|---|---|
| Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F | 2023/01/01 | 1.9% |
| Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F | 2025/01/01 | 1.6% |
| Brazil Letras do Tesouro Nacional | 2023/07/01 | 1.4% |
| REPUBLIC OF SOUTH AFRICA | 2026/12/21 | 1.3% |
| Poland Government Bond | 2028/04/25 | 1.2% |
| Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F | 2027/01/01 | 1.1% |
| Mexican Bonos | 2029/05/31 | 1.1% |
| Poland Government Bond | 2029/10/25 | 1.1% |
| Poland Government Bond | 2024/04/25 | 1.0% |
| Mexican Bonos | 2027/06/03 | 1.0% |
| 合計 | | 12.7% |

※格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。
※格付別構成については、R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの格付けのうち最も高いものを採用し、算出しています。

### 年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド（円換算）です。

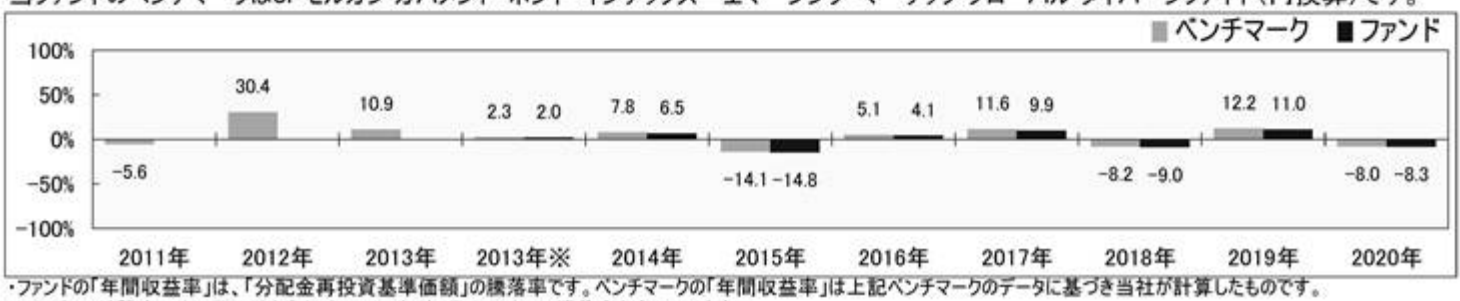


・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。
・2013年※は設定日（12月2日）から年末、2020年は7月31日までの騰落率を表しています。
・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。



**委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。**

# 第２ 【管理及び運営】

## １ 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークまたはロンドンの銀行のいずれかの休業日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消すことができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

## ２ 【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

＜一部解約＞

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークまたはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受付けを行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
　電話番号（コールセンター）　0120-106212
　（営業日の9:00～17:00）
・委託会社のホームページ
　アドレス　https://www.daiwa-am.co.jp/

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

## 3 【資産管理等の概要】

### (1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・外国の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。

1. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
2. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス https://www.daiwa-am.co.jp/

### (2) 【保管】

該当事項はありません。

### (3) 【信託期間】

2013年12月2日から2028年7月5日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

**(4) 【計算期間】**

**毎年7月6日から翌年7月5日までとします。ただし、第1計算期間は、2013年12月2日から2014年7月5日までとします。**

**上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。**

**(5) 【その他】**

**① 信託の終了**

**1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド（円換算）が改廃された場合、もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。**

**2. 委託会社は、前1. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。**

**3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。**

**4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。**

**5. 前2. から前4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2. から前4. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。**

**6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。**

**7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。**

**8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。**

**② 信託約款の変更等**

**1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいま**

**す。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1．から7．までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。**

**2．委託会社は、前1．の事項（前1．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1．の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。**

**3．前2．の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。**

**4．前2．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。**

**5．書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。**

**6．前2．から前5．までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。**

**7．前1．から前6．までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。**

**8．委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前7.までの規定にしたがいます。**

**③　反対受益者の受益権買取請求の不適用**

**当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。**

**④　運用報告書**

**1．委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を計算期間の末日ごとに作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。**

**2．委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。**

**・委託会社のホームページ**

**アドレス　https://www.daiwa-am.co.jp/**

**3．前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。**

**⑤　公告**

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

   https://www.daiwa-am.co.jp/

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥　関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

## 4　【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

①　収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

②　換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2　換金（解約）手続等」をご参照下さい。

# 第３ 【ファンドの経理状況】

**(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。**

**なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。**

**(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（2019年7月6日から2020年7月6日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。**

# 1【財務諸表】

## ダイワ・インデックスセレクト 新興国債券

### (1)【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第6期<br>2019年7月5日現在 | 第7期<br>2020年7月6日現在 |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 25,293 | － |
| コール・ローン | 1,023,465 | 1,017,031 |
| 親投資信託受益証券 | 249,942,415 | 234,060,743 |
| 未収入金 | 489,726 | － |
| 流動資産合計 | 251,480,899 | 235,077,774 |
| 資産合計 | 251,480,899 | 235,077,774 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 521,173 | 45,700 |
| 未払受託者報酬 | 38,761 | 37,443 |
| 未払委託者報酬 | 737,527 | 712,496 |
| その他未払費用 | 9,736 | 9,340 |
| 流動負債合計 | 1,307,197 | 804,979 |
| 負債合計 | 1,307,197 | 804,979 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | ※1 243,410,381 | ※1 238,046,285 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | ※2 6,763,321 | ※2 △ 3,773,490 |
| （分配準備積立金） | 7,088,594 | 5,950,055 |
| 元本等合計 | 250,173,702 | 234,272,795 |
| 純資産合計 | 250,173,702 | 234,272,795 |
| 負債純資産合計 | 251,480,899 | 235,077,774 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第6期<br>自　2018年7月6日<br>至　2019年7月5日 | 第7期<br>自　2019年7月6日<br>至　2020年7月6日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | － | 1 |
| 有価証券売買等損益 | 17,332,802 | △ 7,845,978 |
| 営業収益合計 | 17,332,802 | △ 7,845,977 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 320 | 155 |
| 受託者報酬 | 78,547 | 78,029 |
| 委託者報酬 | 1,494,238 | 1,484,622 |
| その他費用 | 19,515 | 19,449 |
| 営業費用合計 | 1,592,620 | 1,582,255 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 15,740,182 | △ 9,428,232 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 15,740,182 | △ 9,428,232 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 15,740,182 | △ 9,428,232 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 996,075 | 37,839 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | △ 8,520,747 | 6,763,321 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,575,424 | 58,820 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,575,424 | － |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | － | 58,820 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,035,463 | 1,129,560 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | － | 1,129,560 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,035,463 | － |
| 分配金 | ※1 － | ※1 － |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 6,763,321 | △ 3,773,490 |

**(3) 【注記表】**

**（重要な会計方針に係る事項に関する注記）**

| 区　分 | 第7期<br>自　2019年7月6日<br>至　2020年7月6日 |
|---|---|
| 1．有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券<br><br>移動平均法に基づき、時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 計算期間末日<br><br>2020年7月5日が休日のため、当計算期間末日を2020年7月6日としております。このため、当計算期間は367日となっております。 |

**（貸借対照表に関する注記）**

| 区　分 | 第6期<br>2019年7月5日現在 | 第7期<br>2020年7月6日現在 |
|---|---|---|
| 1．※1　期首元本額 | 245,793,974円 | 243,410,381円 |
| 期中追加設定元本額 | 43,254,980円 | 35,959,848円 |
| 期中一部解約元本額 | 45,638,573円 | 41,323,944円 |
| 2．計算期間末日における受益権の総数 | 243,410,381口 | 238,046,285口 |
| 3．※2　元本の欠損 | ――――――― | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,773,490円であります。 |

**（損益及び剰余金計算書に関する注記）**

| 区　分 | 第6期<br>自　2018年7月6日<br>至　2019年7月5日 | 第7期<br>自　2019年7月6日<br>至　2020年7月6日 |
|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| ※1　分配金の計算過程 | 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（2,246,665円）、投資信託約款に規定される収益調整金（11,684,782円）及び分配準備積立金（4,841,929円）より分配対象額は18,773,376円（1万口当たり771.26円）であり、分配を行っておりません。 | 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（12,409,615円）及び分配準備積立金（5,950,055円）より分配対象額は18,359,670円（1万口当たり771.26円）であり、分配を行っておりません。 |

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

| 区　分 | 第7期<br>自　2019年7月6日<br>至　2020年7月6日 |
|---|---|
| 1．金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |
| 2．金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。<br>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 |
| 3．金融商品に係るリスク管理体制 | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。 |
| 4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 |

**Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項**

| 区　分 | 第7期<br>2020年7月6日現在 |
|---|---|
| 1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2．金融商品の時価の算定方法 | (1)有価証券<br>重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。<br><br>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等<br>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

**（有価証券に関する注記）**

**売買目的有価証券**

| 種　類 | 第6期<br>2019年7月5日現在<br>当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） | 第7期<br>2020年7月6日現在<br>当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 16,435,695 | △7,988,083 |
| 合計 | 16,435,695 | △7,988,083 |

**（デリバティブ取引に関する注記）**

**ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引**

| 第6期<br>2019年7月5日現在 | 第7期<br>2020年7月6日現在 |
|---|---|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

**（関連当事者との取引に関する注記）**

| 第7期<br>自　2019年7月6日<br>至　2020年7月6日 |
|---|
| 市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。 |

**（1口当たり情報）**

| | 第6期<br>2019年7月5日現在 | 第7期<br>2020年7月6日現在 |
|---|---|---|
| 1口当たり純資産額<br>（1万口当たり純資産額） | 1.0278円<br>(10,278円) | 0.9841円<br>(9,841円) |

**(4) 【附属明細表】**

**第１ 有価証券明細表**

**(1) 株式**

**該当事項はありません。**

**(2) 株式以外の有価証券**

| 種　類 | 銘　柄 | 券面総額 | 評価額（円） | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド | 173,893,569 | 234,060,743 | |
| 親投資信託受益証券　合計 | | | 234,060,743 | |
| 合計 | | | 234,060,743 | |

**親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。**

**第２ 信用取引契約残高明細表**

**該当事項はありません。**

**第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表**

**該当事項はありません。**

**（参考）**

**当ファンドは、「ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。**

**なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。**

**「ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド」の状況**

**以下に記載した情報は監査の対象外であります。**

**貸借対照表**

| | 2019年7月5日現在 | 2020年7月6日現在 |
|---|---|---|
| | 金　額（円） | 金　額（円） |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 172,969,437 | 353,805,322 |
| 金銭信託 | 3,177,671 | ― |

| | | |
|---|---|---|
| コール・ローン | 128,584,056 | 222,425,524 |
| 国債証券 | 12,732,357,205 | 15,204,460,582 |
| 派生商品評価勘定 | 830,646 | 1,574,169 |
| 未収入金 | － | 6,255,858 |
| 未収利息 | 174,925,380 | 193,911,880 |
| 前払費用 | 18,940,084 | 16,837,529 |
| 流動資産合計 | 13,231,784,479 | 15,999,270,864 |
| 資産合計 | 13,231,784,479 | 15,999,270,864 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 211,455 | 1,147,245 |
| 未払金 | 62,565,836 | 52,370,896 |
| 未払解約金 | 9,205,504 | 20,526,161 |
| その他未払費用 | 10,800 | 7,152 |
| 流動負債合計 | 71,993,595 | 74,051,454 |
| 負債合計 | 71,993,595 | 74,051,454 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 ※1 | 9,423,800,647 | 11,831,677,635 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 3,735,990,237 | 4,093,541,775 |
| 元本等合計 | 13,159,790,884 | 15,925,219,410 |
| 純資産合計 | 13,159,790,884 | 15,925,219,410 |
| 負債純資産合計 | 13,231,784,479 | 15,999,270,864 |

**注記表**

**（重要な会計方針に係る事項に関する注記）**

| 区　分 | 自　2019年7月6日<br>至　2020年7月6日 |
|---|---|
| 1．有価証券の評価基準及び評価方法 | 国債証券 |

| | |
|---|---|
| | 個別法に基づき、時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。<br>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 |
| 2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引<br><br>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。 |
| 3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建取引等の処理基準<br><br>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 区　分 | 2019年7月5日現在 | 2020年7月6日現在 |
|---|---|---|
| 1．※1　期首 | 2018年7月6日 | 2019年7月6日 |
| 期首元本額 | 7,061,638,177円 | 9,423,800,647円 |
| 期中追加設定元本額 | 2,809,346,655円 | 3,467,075,255円 |
| 期中一部解約元本額 | 447,184,185円 | 1,059,198,267円 |
| | | |
| 期末元本額の内訳 | | |
| ファンド名 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 新興国債券インデックスファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用） | 10,901,188円 | 55,786,582円 |
| ダイワファンドラップ 外国債券インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし） | 197,680,907円 | 255,895,312円 |
| ダイワファンドラップオンライン 外国債券インデックス エマージングプラス（為替ヘッジなし） | 397,273,648円 | 353,072,397円 |
| Ｄ－Ｉ's 新興国債券インデックス | 58,210,820円 | 54,311,180円 |
| ｉＦｒｅｅ 新興国債券インデックス | 2,174,989,386円 | 2,854,911,762円 |
| ｉＦｒｅｅ ８資産バランス | 1,280,749,979円 | 1,912,727,809円 |
| ＤＣダイワ新興国債券インデックスファンド | 5,093,189,137円 | 6,133,418,719円 |
| ダイワ・インデックスセレクト 新興国債券 | 178,990,558円 | 173,893,569円 |
| ダイワ・ノーロード 新興国債券ファンド | 31,815,024円 | 37,660,305円 |
| 計 | 9,423,800,647円 | 11,831,677,635円 |
| 2. 期末日における受益権の総数 | 9,423,800,647口 | 11,831,677,635口 |

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

| 区　分 | 自　2019年7月6日<br>至　2020年7月6日 |
|---|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。<br>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。<br>外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。 |

| | |
|---|---|
| 3．金融商品に係るリスク管理体制 | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。 |
| 4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。<br>デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。 |

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

| 区　分 | 2020年7月6日現在 |
|---|---|
| 1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2．金融商品の時価の算定方法 | (1)有価証券<br>重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。<br><br>(2)デリバティブ取引<br>デリバティブ取引に関する注記に記載しております。<br><br>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等<br>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種　類 | 2019年7月5日現在 | 2020年7月6日現在 |
|---|---|---|
| | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 国債証券 | 567,072,391 | 412,442,647 |
| 合計 | 567,072,391 | 412,442,647 |

（注）　「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2018年7月6日から2019年7月5日まで、及び2019年7月6日から2020年7月6日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

| 種　類 | 2019年7月5日 現在 | | | | 2020年7月6日 現在 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 |
| | (円) | うち1年超 | (円) | (円) | (円) | うち1年超 | (円) | (円) |
| 市場取引以外の取引 | | | | | | | | |
| 為替予約取引 | | | | | | | | |
| 買　建 | 123,153,609 | － | 123,772,800 | 619,191 | 236,486,162 | － | 236,913,086 | 426,924 |
| チェコ・コルナ | 17,772,517 | － | 17,649,000 | △123,517 | 42,498,168 | － | 42,317,340 | △180,828 |
| トルコ・リラ | 6,567,845 | － | 6,608,000 | 40,155 | 29,133,211 | － | 28,678,010 | △455,201 |
| ハンガリー・フォリント | 2,285,520 | － | 2,260,200 | △25,320 | 1,822,706 | － | 1,835,366 | 12,660 |
| ポーランド・ズロチ | 15,522,930 | － | 15,465,600 | △57,330 | 56,777,188 | － | 56,336,250 | △440,938 |
| メキシコ・ペソ | 48,484,216 | － | 48,981,000 | 496,784 | 67,683,986 | － | 69,195,280 | 1,511,294 |
| ルーマニア・レイ | － | － | － | － | 34,520,278 | － | 34,450,000 | △70,278 |
| 南アフリカ・ランド | 32,520,581 | － | 32,809,000 | 288,419 | 4,050,625 | － | 4,100,840 | 50,215 |
| 合計 | 123,153,609 | － | 123,772,800 | 619,191 | 236,486,162 | － | 236,913,086 | 426,924 |

（注）　1．時価の算定方法

(1)　期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①　期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②　期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・　期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・　期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)　期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2．換算において円未満の端数は切り捨てております。

3．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

**（1口当たり情報）**

| | 2019年7月5日現在 | 2020年7月6日現在 |
|---|---|---|
| 1口当たり純資産額<br>（1万口当たり純資産額） | 1.3964円<br>(13,964円) | 1.3460円<br>(13,460円) |

**附属明細表**

**第１ 有価証券明細表**

**(1) 株式**

該当事項はありません。

**(2) 株式以外の有価証券**

| 種 類 | 通 貨 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 国債証券 | インドネシア・ルピア | | インドネシア・ルピア | インドネシア・ルピア | |
| | | 8.25% Indonesia Treasury Bond 20360515 | 8,250,000,000.000 | 8,638,162,500.000 | |
| | | 8.75% Indonesia Treasury Bond 20310515 | 6,000,000,000.000 | 6,508,440,000.000 | |
| | | 7.5% Indonesia Treasury Bond 20320815 | 5,500,000,000.000 | 5,441,315,000.000 | |
| | | 7.5% Indonesia Treasury Bond 20380515 | 7,300,000,000.000 | 7,202,618,000.000 | |
| | | 8.125% Indonesia Treasury Bond 20240515 | 10,000,000,000.000 | 10,571,200,000.000 | |
| | | 8.375% Indonesia Treasury Bond 20390415 | 5,000,000,000.000 | 5,283,150,000.000 | |
| | | 8.25% Indonesia Treasury Bond 20290515 | 12,000,000,000.000 | 12,793,920,000.000 | |
| | | 7% Indonesia Treasury Bond 20300915 | 8,100,000,000.000 | 7,987,167,000.000 | |
| | | 6.5% Indonesia Treasury Bond 20250615 | 9,000,000,000.000 | 8,995,770,000.000 | |
| | | 7.5% Indonesia Treasury Bond 20350615 | 6,100,000,000.000 | 6,041,562,000.000 | |
| | | 11% Indonesia Treasury Bond 20250915 | 3,600,000,000.000 | 4,268,628,000.000 | |
| | | 10.5% Indonesia Treasury Bond 20300815 | 2,180,000,000.000 | 2,665,050,000.000 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 9.5% Indonesia Treasury Bond 20310715 | 2,970,000,000.000 | 3,386,542,500.000 | |
| | 8.375% Indonesia Treasury Bond 20260915 | 10,224,000,000.000 | 11,039,261,760.000 | |
| | 8.25% Indonesia Treasury Bond 20320615 | 4,750,000,000.000 | 4,972,300,000.000 | |
| | 7% Indonesia Treasury Bond 20270515 | 10,330,000,000.000 | 10,368,737,500.000 | |
| | 7% Indonesia Treasury Bond 20220515 | 11,060,000,000.000 | 11,385,053,400.000 | |
| | 5.625% Indonesia Treasury Bond 20230515 | 10,910,000,000.000 | 10,789,771,800.000 | |
| | 6.125% Indonesia Treasury Bond 20280515 | 8,700,000,000.000 | 8,153,988,000.000 | |
| | 6.625% Indonesia Treasury Bond 20330515 | 7,075,000,000.000 | 6,480,417,000.000 | |
| | 8.375% Indonesia Treasury Bond 20340315 | 12,520,000,000.000 | 13,190,446,000.000 | |
| | 8.375% Indonesia Treasury Bond 20240315 | 13,150,000,000.000 | 13,965,694,500.000 | |
| | 9% Indonesia Treasury Bond 20290315 | 11,120,000,000.000 | 12,327,854,400.000 | |
| インドネシア・ルピア　小計 | | | インドネシア・ルピア<br>192,457,049,360.000<br>(1,424,182,165) | |
| ウルグアイ・ペソ | | ウルグアイ・ペソ | ウルグアイ・ペソ | |
| | 9.875% Uruguay Government International Bond 20220620 | 5,300,000.000 | 5,289,400.000 | |
| | 8.5% Uruguay Government International Bond 20280315 | 2,800,000.000 | 2,562,308.000 | |
| ウルグアイ・ペソ　小計 | | | ウルグアイ・ペソ<br>7,851,708.000<br>(19,786,304) | |
| オフショア・人民元 | | オフショア・人民元 | オフショア・人民元 | |
| | 3.29% China Government Bond 20231018 | 1,800,000.000 | 1,846,584.000 | |
| | 3.22% China Government Bond 20251206 | 2,100,000.000 | 2,148,573.000 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 3.25% China Government Bond 20281122 | 1,800,000.000 | 1,836,432.000 | |
| | 3.19% China Government Bond 20240411 | 2,700,000.000 | 2,769,120.000 | |
| | 3.29% China Government Bond 20290523 | 5,400,000.000 | 5,540,238.000 | |
| | 3.25% China Government Bond 20260606 | 4,800,000.000 | 4,914,720.000 | |
| | 3.12% China Government Bond 20261205 | 4,500,000.000 | 4,570,425.000 | |
| | 3.13% China Government Bond 20291121 | 4,500,000.000 | 4,577,805.000 | |
| | 2.94% China Government Bond 20241017 | 4,500,000.000 | 4,577,175.000 | |
| | 2.85% China Government Bond 20270604 | 1,600,000.000 | 1,598,800.000 | |
| | 2.68% China Government Bond 20300521 | 3,000,000.000 | 2,945,010.000 | |
| | 1.99% China Government Bond 20250409 | 4,000,000.000 | 3,894,960.000 | |
| オフショア・人民元　小計 | | | オフショア・人民元<br>41,219,842.000<br>(627,778,194) | |
| コロンビア・ペソ | | コロンビア・ペソ | コロンビア・ペソ | |
| | 9.85% Colombia Government International Bond 20270628 | 90,000,000.000 | 114,263,100.000 | |
| | 4.375% Colombia Government International Bond 20230321 | 45,000,000.000 | 45,253,350.000 | |
| | 7% Colombian TES 20220504 | 4,335,000,000.000 | 4,640,270,700.000 | |
| | 10% Colombian TES 20240724 | 3,650,000,000.000 | 4,519,466,500.000 | |
| | 6% Colombian TES 20280428 | 5,090,000,000.000 | 5,244,430,600.000 | |
| | 7.5% Colombian TES 20260826 | 4,310,000,000.000 | 4,985,075,300.000 | |
| | 7.75% Colombian TES 20300918 | 2,700,000,000.000 | 2,995,785,000.000 | |
| | 7% Colombian TES 20320630 | 3,000,000,000.000 | 3,139,380,000.000 | |
| | 6.25% Colombian TES 20251126 | 2,300,000,000.000 | 2,519,650,000.000 | |
| | 7.25% Colombian TES 20341018 | 2,200,000,000.000 | 2,330,438,000.000 | |
| コロンビア・ペソ　小計 | | | コロンビア・ペソ<br>30,534,012,550.000<br>(900,753,370) | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| タイ・バーツ | 4.875% Thailand Government Bond 20290622 | タイ・バーツ<br>26,050,000.000 | タイ・バーツ<br>33,848,328.000 | |
| | 3.625% Thailand Government Bond 20230616 | 23,300,000.000 | 25,380,923.000 | |
| | 3.85% Thailand Government Bond 20251212 | 22,610,000.000 | 26,100,531.800 | |
| | 3.65% Thailand Government Bond 20211217 | 30,600,000.000 | 32,020,758.000 | |
| | 3.65% Thailand Government Bond 20310620 | 22,700,000.000 | 27,530,106.000 | |
| | 1.875% Thailand Government Bond 20220617 | 17,200,000.000 | 17,668,184.000 | |
| | 3.4% Thailand Government Bond 20360617 | 16,600,000.000 | 20,467,468.000 | |
| | 2.125% Thailand Government Bond 20261217 | 24,900,000.000 | 26,602,413.000 | |
| | 2% Thailand Government Bond 20221217 | 20,000,000.000 | 20,720,000.000 | |
| | 3.775% Thailand Government Bond 20320625 | 29,000,000.000 | 36,011,330.000 | |
| | 2.875% Thailand Government Bond 20460617 | 24,900,000.000 | 29,262,231.000 | |
| | 2.4% Thailand Government Bond 20231217 | 22,000,000.000 | 23,341,340.000 | |
| | 2.875% Thailand Government Bond 20281217 | 20,000,000.000 | 22,572,000.000 | |
| | 3.3% Thailand Government Bond 20380617 | 21,000,000.000 | 25,837,770.000 | |
| | 1.45% Thailand Government Bond 20241217 | 22,000,000.000 | 22,623,920.000 | |
| | 1.6% Thailand Government Bond 20291217 | 9,000,000.000 | 9,267,570.000 | |
| | 1.6% Thailand Government Bond 20350617 | 12,000,000.000 | 11,991,120.000 | |
| タイ・バーツ　小計 | | | タイ・バーツ<br>411,245,992.800<br>(1,422,911,135) | |
| チェコ・コルナ | | チェコ・コルナ | チェコ・コルナ | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 3.85% Czech Republic Government Bond 20210929 | 8,200,000.000 | 8,588,270.000 | |
| | 2.5% Czech Republic Government Bond 20280825 | 12,600,000.000 | 14,381,010.000 | |
| | 5.7% Czech Republic Government Bond 20240525 | 8,600,000.000 | 10,407,118.000 | |
| | 4.7% Czech Republic Government Bond 20220912 | 10,200,000.000 | 11,240,400.000 | |
| | 2.4% Czech Republic Government Bond 20250917 | 16,100,000.000 | 17,591,665.000 | |
| | 1% Czech Republic Government Bond 20260626 | 17,900,000.000 | 18,313,848.000 | |
| | 0.95% Czech Republic Government Bond 20300515 | 12,000,000.000 | 12,160,200.000 | |
| | 0.45% Czech Republic Government Bond 20231025 | 9,900,000.000 | 9,947,619.000 | |
| | 0.25% Czech Republic Government Bond 20270210 | 13,000,000.000 | 12,668,890.000 | |
| | 2.75% Czech Republic Government Bond 20290723 | 12,000,000.000 | 14,105,280.000 | |
| | 2% Czech Republic Government Bond 20331013 | 20,000,000.000 | 22,640,000.000 | |
| | 1.2% Czech Republic Government Bond 20310313 | 10,000,000.000 | 10,368,900.000 | |
| チェコ・コルナ　小計 | | | チェコ・コルナ<br>162,413,200.000<br>(737,355,928) | |
| チリ・ペソ | | チリ・ペソ | チリ・ペソ | |
| | 4.5% BONOS TESORERIA PESOS 20260301 | 550,000,000.000 | 643,791,500.000 | |
| | 5% BONOS TESORERIA PESOS 20350301 | 570,000,000.000 | 706,537,800.000 | |
| | 6% BONOS TESORERIA PESOS 20430101 | 410,000,000.000 | 601,412,600.000 | |
| | 4.7% BONOS TESORERIA PESOS 20300901 | 410,000,000.000 | 493,422,700.000 | |
| | 4% BONOS TESORERIA PESOS 20230301 | 250,000,000.000 | 273,937,500.000 | |
| チリ・ペソ　小計 | | | チリ・ペソ<br>2,719,102,100.000<br>(364,631,592) | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| トルコ・リラ | 9.5% Turkey Government Bond 20220112 | トルコ・リラ<br>1,660,000.000 | トルコ・リラ<br>1,657,277.600 | |
| | 8.5% Turkey Government Bond 20220914 | 790,000.000 | 770,147.300 | |
| | 7.1% Turkey Government Bond 20230308 | 2,780,000.000 | 2,575,002.800 | |
| | 10.4% Turkey Government Bond 20240320 | 680,000.000 | 683,080.400 | |
| | 9% Turkey Government Bond 20240724 | 1,630,000.000 | 1,552,949.900 | |
| | 8% Turkey Government Bond 20250312 | 2,690,000.000 | 2,430,092.200 | |
| | 10.6% Turkey Government Bond 20260211 | 2,570,000.000 | 2,487,220.300 | |
| | 9.2% Turkey Government Bond 20210922 | 2,010,000.000 | 2,000,151.000 | |
| | 11% Turkey Government Bond 20220302 | 2,400,000.000 | 2,460,000.000 | |
| | 11% Turkey Government Bond 20270224 | 2,970,000.000 | 2,859,545.700 | |
| | 10.7% Turkey Government Bond 20220817 | 1,900,000.000 | 1,930,153.000 | |
| | 10.5% Turkey Government Bond 20270811 | 1,700,000.000 | 1,608,761.000 | |
| | 12.2% Turkey Government Bond 20230118 | 1,400,000.000 | 1,455,482.000 | |
| | 12.4% Turkey Government Bond 20280308 | 2,000,000.000 | 2,057,500.000 | |
| | 16.2% Turkey Government Bond 20230614 | 1,400,000.000 | 1,596,140.000 | |
| トルコ・リラ　小計 | | | トルコ・リラ<br>28,123,503.200<br>(441,257,765) | |
| ドミニカ・ペソ | 9.75% Dominican Republic International Bond 20260605 | ドミニカ・ペソ<br>11,000,000.000 | ドミニカ・ペソ<br>9,927,500.000 | |
| ドミニカ・ペソ　小計 | | | ドミニカ・ペソ<br>9,927,500.000<br>(18,167,325) | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ハンガリー・フォリント | 3% Hungary Government Bond 20240626 | ハンガリー・フォリント<br>98,500,000.000 | ハンガリー・フォリント<br>105,946,600.000 | |
| | 3% Hungary Government Bond 20271027 | 170,000,000.000 | 185,087,500.000 | |
| | 2.5% Hungary Government Bond 20211027 | 89,000,000.000 | 91,519,590.000 | |
| | 1.75% Hungary Government Bond 20221026 | 140,000,000.000 | 143,182,200.000 | |
| | 2.75% Hungary Government Bond 20261222 | 130,000,000.000 | 139,685,000.000 | |
| | 6.75% Hungary Government Bond 20281022 | 88,000,000.000 | 120,718,400.000 | |
| | 3% Hungary Government Bond 20300821 | 120,000,000.000 | 128,558,400.000 | |
| | 2.5% Hungary Government Bond 20241024 | 160,000,000.000 | 169,182,400.000 | |
| | 3.25% Hungary Government Bond 20311022 | 65,000,000.000 | 71,194,500.000 | |
| | 6% Hungary Government Bond 20231124 | 131,800,000.000 | 153,673,528.000 | |
| | 7% Hungary Government Bond 20220624 | 125,000,000.000 | 140,668,750.000 | |
| | 5.5% Hungary Government Bond 20250624 | 142,500,000.000 | 171,584,250.000 | |
| ハンガリー・フォリント　小計 | | | ハンガリー・フォリント<br>1,621,001,118.000<br>(555,030,783) | |
| フィリピン・ペソ | 6.25% Philippine Government International Bond 20360114 | フィリピン・ペソ<br>10,000,000.000 | フィリピン・ペソ<br>12,342,000.000 | |
| フィリピン・ペソ　小計 | | | フィリピン・ペソ<br>12,342,000.000<br>(26,782,140) | |
| ブラジル・レアル | 10% Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 20230101 | ブラジル・レアル<br>13,310,000.000 | ブラジル・レアル<br>15,134,934.100 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 10% Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 20250101 | 9,490,000.000 | 11,171,628.000 | |
| | 10% Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 20270101 | 7,250,000.000 | 8,689,415.000 | |
| | 10% Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 20290101 | 5,100,000.000 | 6,221,592.000 | |
| | 10% Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 20310101 | 500,000.000 | 620,385.000 | |
| | Brazil Letras do Tesouro Nacional 20220101 | 7,200,000.000 | 6,897,744.000 | |
| | Brazil Letras do Tesouro Nacional 20220701 | 6,100,000.000 | 5,695,814.000 | |
| | Brazil Letras do Tesouro Nacional 20230701 | 12,700,000.000 | 11,121,263.000 | |
| | Brazil Letras do Tesouro Nacional 20240101 | 6,500,000.000 | 5,481,905.000 | |
| ブラジル・レアル　小計 | | | ブラジル・レアル<br>71,034,680.100<br>(1,438,452,272) | |
| ペルー・ソル | | ペルー・ソル | ペルー・ソル | |
| | 5.7% Peru Government Bond 20240812 | 730,000.000 | 848,384.100 | |
| | 6.35% Peru Government Bond 20280812 | 1,970,000.000 | 2,331,554.100 | |
| | 6.15% Peru Government Bond 20320812 | 1,850,000.000 | 2,113,662.000 | |
| | 5.94% Peru Government Bond 20290212 | 1,900,000.000 | 2,191,973.000 | |
| | 5.4% Peru Government Bond 20340812 | 1,250,000.000 | 1,314,325.000 | |
| | 5.35% Peru Government Bond 20400812 | 1,400,000.000 | 1,407,574.000 | |
| | 8.2% Peru Government Bond 20260812 | 1,965,000.000 | 2,539,919.700 | |
| | 6.9% Peru Government Bond 20370812 | 2,065,000.000 | 2,476,327.350 | |
| | 6.95% Peru Government Bond 20310812 | 1,920,000.000 | 2,334,777.600 | |
| ペルー・ソル　小計 | | | ペルー・ソル<br>17,558,496.850<br>(533,778,304) | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ポーランド・ズロチ | | ポーランド・ズロチ | ポーランド・ズロチ | |
| | 5.75% Poland Government Bond 20220923 | 3,610,000.000 | 4,060,491.900 | |
| | 2.5% Poland Government Bond 20260725 | 3,740,000.000 | 4,086,174.400 | |
| | 2.5% Poland Government Bond 20270725 | 3,640,000.000 | 3,982,888.000 | |
| | 2.25% Poland Government Bond 20220425 | 3,200,000.000 | 3,325,248.000 | |
| | 2.5% Poland Government Bond 20230125 | 3,000,000.000 | 3,176,730.000 | |
| | 2.5% Poland Government Bond 20240425 | 5,500,000.000 | 5,940,605.000 | |
| | 2.75% Poland Government Bond 20291025 | 5,450,000.000 | 6,157,955.000 | |
| | 5.75% Poland Government Bond 20211025 | 1,820,000.000 | 1,955,899.400 | |
| | 4% Poland Government Bond 20231025 | 2,530,000.000 | 2,835,902.300 | |
| | 2.75% Poland Government Bond 20280425 | 5,400,000.000 | 6,015,870.000 | |
| | 3.25% Poland Government Bond 20250725 | 3,550,000.000 | 3,995,702.500 | |
| ポーランド・ズロチ　小計 | | | ポーランド・ズロチ<br>45,533,466.500<br>(1,236,688,950) | |
| マレーシア・リンギット | | マレーシア・リンギット | マレーシア・リンギット | |
| | 3.948% Malaysia Government Investment Issue 20220414 | 3,400,000.000 | 3,507,338.000 | |
| | 4.258% Malaysia Government Investment Issue 20270726 | 1,800,000.000 | 1,978,956.000 | |
| | 4.094% Malaysia Government Investment Issue 20231130 | 2,000,000.000 | 2,117,220.000 | |
| | 4.369% Malaysia Government Investment Issue 20281031 | 1,700,000.000 | 1,888,581.000 | |
| | 4.13% Malaysia Government Investment Issue 20290709 | 2,600,000.000 | 2,847,520.000 | |
| | 3.655% Malaysia Government Investment Issue 20241015 | 1,700,000.000 | 1,788,927.000 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 3.726% Malaysia Government Investment Issue 20260331 | 1,400,000.000 | 1,488,774.000 | |
| | | 3.465% Malaysia Government Investment Issue 20301015 | 1,500,000.000 | 1,584,885.000 | |
| | | 3.733% MALAYSIAN GOVERNMENT 20280615 | 2,350,000.000 | 2,505,076.500 | |
| | | 4.181% MALAYSIAN GOVERNMENT 20240715 | 1,740,000.000 | 1,869,195.000 | |
| | | 3.955% MALAYSIAN GOVERNMENT 20250915 | 1,850,000.000 | 1,991,007.000 | |
| | | 3.8% MALAYSIAN GOVERNMENT 20230817 | 1,400,000.000 | 1,463,126.000 | |
| | | 3.9% MALAYSIAN GOVERNMENT 20261130 | 3,000,000.000 | 3,232,140.000 | |
| | | 3.62% MALAYSIAN GOVERNMENT 20211130 | 1,200,000.000 | 1,226,664.000 | |
| | | 4.059% MALAYSIAN GOVERNMENT 20240930 | 1,420,000.000 | 1,520,692.200 | |
| | | 3.899% MALAYSIAN GOVERNMENT 20271116 | 2,120,000.000 | 2,285,614.400 | |
| | | 4.762% MALAYSIAN GOVERNMENT 20370407 | 2,600,000.000 | 2,984,358.000 | |
| | | 3.757% MALAYSIAN GOVERNMENT 20230420 | 1,400,000.000 | 1,457,792.000 | |
| | | 3.906% MALAYSIAN GOVERNMENT 20260715 | 2,000,000.000 | 2,149,340.000 | |
| | | 3.885% MALAYSIAN GOVERNMENT 20290815 | 1,400,000.000 | 1,520,176.000 | |
| | マレーシア・リンギット　小計 | | | マレーシア・リンギット<br>41,407,382.100<br>(1,040,981,586) | |
| | メキシコ・ペソ | | メキシコ・ペソ | メキシコ・ペソ | |
| | | 5.75% Mexican Bonos 20260305 | 18,900,000.000 | 19,522,944.000 | |
| | | 8% Mexican Bonos 20471107 | 17,500,000.000 | 19,907,300.000 | |
| | | 7.25% Mexican Bonos 20211209 | 10,000,000.000 | 10,355,200.000 | |
| | | 8% Mexican Bonos 20240905 | 22,000,000.000 | 24,724,260.000 | |
| | | 8% Mexican Bonos 20231207 | 22,750,000.000 | 25,148,077.500 | |
| | | 10% Mexican Bonos 20241205 | 24,150,000.000 | 29,159,676.000 | |
| | | 7.5% Mexican Bonos 20270603 | 30,230,000.000 | 33,925,617.500 | |
| | | 10% Mexican Bonos 20361120 | 7,390,000.000 | 10,066,658.000 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 8.5% Mexican Bonos 20290531 | 30,730,000.000 | 36,703,912.000 | |
| | 8.5% Mexican Bonos 20381118 | 14,100,000.000 | 16,997,550.000 | |
| | 7.75% Mexican Bonos 20310529 | 17,950,000.000 | 20,514,875.500 | |
| | 6.5% Mexican Bonos 20220609 | 31,450,000.000 | 32,523,703.000 | |
| | 7.75% Mexican Bonos 20421113 | 17,820,000.000 | 19,841,500.800 | |
| | 7.75% Mexican Bonos 20341123 | 10,430,000.000 | 11,942,245.700 | |
| メキシコ・ペソ　小計 | | | メキシコ・ペソ<br>311,333,520.000<br>(1,497,514,231) | |
| ルーマニア・レイ | | ルーマニア・レイ | ルーマニア・レイ | |
| | 5.85% Romania Government Bond 20230426 | 1,430,000.000 | 1,520,776.400 | |
| | 4.75% Romania Government Bond 20250224 | 1,150,000.000 | 1,204,820.500 | |
| | 5.8% Romania Government Bond 20270726 | 2,100,000.000 | 2,365,419.000 | |
| | 3.5% Romania Government Bond 20221219 | 1,090,000.000 | 1,092,365.300 | |
| | 3.25% Romania Government Bond 20240429 | 1,600,000.000 | 1,584,720.000 | |
| | 3.4% Romania Government Bond 20220308 | 1,700,000.000 | 1,702,227.000 | |
| | 4.25% Romania Government Bond 20230628 | 1,500,000.000 | 1,532,520.000 | |
| | 4% Romania Government Bond 20211027 | 1,000,000.000 | 1,010,320.000 | |
| | 5% Romania Government Bond 20290212 | 2,600,000.000 | 2,798,510.000 | |
| | 4.85% Romania Government Bond 20260422 | 1,000,000.000 | 1,057,790.000 | |
| | 3.65% Romania Government Bond 20310924 | 1,400,000.000 | 1,330,924.000 | |
| ルーマニア・レイ　小計 | | | ルーマニア・レイ<br>17,200,392.200<br>(431,213,832) | |
| ロシア・ルーブル | | ロシア・ルーブル | ロシア・ルーブル | |
| | 8.15% Russian Federal Bond - OFZ 20270203 | 31,760,000.000 | 36,394,736.800 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 7.6% Russian Federal Bond - OFZ 20220720 | 32,910,000.000 | 34,905,333.300 | |
| | | 7% Russian Federal Bond - OFZ 20230125 | 14,400,000.000 | 15,196,608.000 | |
| | | 7.05% Russian Federal Bond - OFZ 20280119 | 46,160,000.000 | 50,137,607.200 | |
| | | 7% Russian Federal Bond - OFZ 20230816 | 24,300,000.000 | 25,896,510.000 | |
| | | 7.5% Russian Federal Bond - OFZ 20210818 | 29,300,000.000 | 30,285,945.000 | |
| | | 8.5% Russian Federal Bond - OFZ 20310917 | 31,000,000.000 | 37,266,960.000 | |
| | | 7.75% Russian Federal Bond - OFZ 20260916 | 43,100,000.000 | 48,358,631.000 | |
| | | 7.4% Russian Federal Bond - OFZ 20221207 | 59,000,000.000 | 62,730,570.000 | |
| | | 7.7% Russian Federal Bond - OFZ 20330323 | 45,100,000.000 | 51,187,147.000 | |
| | | 7.1% Russian Federal Bond - OFZ 20241016 | 35,600,000.000 | 38,290,292.000 | |
| | | 7% Russian Federal Bond - OFZ 20211215 | 49,000,000.000 | 50,732,150.000 | |
| | | 6.5% Russian Federal Bond - OFZ 20240228 | 38,000,000.000 | 39,936,100.000 | |
| | | 7.25% Russian Federal Bond - OFZ 20340510 | 45,000,000.000 | 49,457,700.000 | |
| | | 6.9% Russian Federal Bond - OFZ 20290523 | 51,000,000.000 | 54,728,610.000 | |
| | | 7.95% Russian Federal Bond - OFZ 20261007 | 51,000,000.000 | 57,751,890.000 | |
| | | 7.4% Russian Federal Bond - OFZ 20240717 | 55,000,000.000 | 59,688,750.000 | |
| | | 7.15% Russian Federal Bond - OFZ 20251112 | 35,000,000.000 | 37,899,750.000 | |
| | | 7.65% Russian Federal Bond - OFZ 20300410 | 40,000,000.000 | 44,970,000.000 | |
| | | 7.7% Russian Federal Bond - OFZ 20390316 | 33,000,000.000 | 38,182,320.000 | |
| | | 6% Russian Federal Bond - OFZ 20271006 | 32,000,000.000 | 32,693,760.000 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ロシア・ルーブル　小計 | | | ロシア・ルーブル<br>896,691,370.300<br>(1,362,970,883) | |
| | 南アフリカ・ランド | 10.5% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20261221 | 南アフリカ・ランド<br>30,050,000.000 | 南アフリカ・ランド<br>34,216,432.500 | |
| | | 6.25% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20360331 | 11,220,000.000 | 7,329,465.000 | |
| | | 6.5% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20410228 | 9,880,000.000 | 6,201,676.000 | |
| | | 7% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20310228 | 15,940,000.000 | 12,980,739.000 | |
| | | 7.75% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20230228 | 13,880,000.000 | 14,822,174.400 | |
| | | 8.75% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20480228 | 29,520,000.000 | 22,875,638.400 | |
| | | 8.5% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20370131 | 14,500,000.000 | 11,471,530.000 | |
| | | 8% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20300131 | 22,900,000.000 | 20,912,967.000 | |
| | | 8.75% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20440131 | 16,600,000.000 | 12,856,700.000 | |
| | | 8.25% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20320331 | 15,300,000.000 | 13,114,701.000 | |
| | | 8.875% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20350228 | 14,100,000.000 | 11,941,713.000 | |
| | | 9% REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 20400131 | 11,300,000.000 | 9,159,780.000 | |
| | 南アフリカ・ランド　小計 | | | 南アフリカ・ランド<br>177,883,516.300<br>(1,124,223,823) | |
| 国債証券　合計 | | | | 15,204,460,582<br>[15,204,460,582] | |
| 合計 | | | | 15,204,460,582<br>[15,204,460,582] | |

（注）1．各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。
2．合計欄における［　］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3．外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | | 組入債券時価比率 | 合計金額に対する比率 |
|---|---|---|---|---|
| インドネシア・ルピア | 国債証券 | 23銘柄 | 100% | 9.4% |
| ウルグアイ・ペソ | 国債証券 | 2銘柄 | 100% | 0.1% |
| オフショア・人民元 | 国債証券 | 12銘柄 | 100% | 4.1% |
| コロンビア・ペソ | 国債証券 | 10銘柄 | 100% | 5.9% |
| タイ・バーツ | 国債証券 | 17銘柄 | 100% | 9.4% |
| チェコ・コルナ | 国債証券 | 12銘柄 | 100% | 4.8% |
| チリ・ペソ | 国債証券 | 5銘柄 | 100% | 2.4% |
| トルコ・リラ | 国債証券 | 15銘柄 | 100% | 2.9% |
| ドミニカ・ペソ | 国債証券 | 1銘柄 | 100% | 0.1% |
| ハンガリー・フォリント | 国債証券 | 12銘柄 | 100% | 3.7% |
| フィリピン・ペソ | 国債証券 | 1銘柄 | 100% | 0.2% |
| ブラジル・レアル | 国債証券 | 9銘柄 | 100% | 9.5% |
| ペルー・ソル | 国債証券 | 9銘柄 | 100% | 3.5% |
| ポーランド・ズロチ | 国債証券 | 11銘柄 | 100% | 8.1% |
| マレーシア・リンギット | 国債証券 | 20銘柄 | 100% | 6.8% |
| メキシコ・ペソ | 国債証券 | 14銘柄 | 100% | 9.9% |
| ルーマニア・レイ | 国債証券 | 11銘柄 | 100% | 2.8% |
| ロシア・ルーブル | 国債証券 | 21銘柄 | 100% | 9.0% |
| 南アフリカ・ランド | 国債証券 | 12銘柄 | 100% | 7.4% |

## 第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

## ２　【ファンドの現況】

**【純資産額計算書】**

2020年7月31日

| | | |
|---|---|---|
| Ⅰ | 資産総額 | 235,121,046円 |
| Ⅱ | 負債総額 | 380,559円 |
| Ⅲ | 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 234,740,487円 |
| Ⅳ | 発行済数量 | 239,198,871口 |
| Ⅴ | １単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 0.9814円 |

**(参考) ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンド**

**純資産額計算書**

2020年7月31日

| | | |
|---|---|---|
| Ⅰ | 資産総額 | 16,188,878,584円 |
| Ⅱ | 負債総額 | 57,592,294円 |
| Ⅲ | 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 16,131,286,290円 |
| Ⅳ | 発行済数量 | 12,012,758,803口 |
| Ⅴ | １単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.3428円 |

## 第４　【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

**償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。**

**(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて**

**振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。**

# 第二部　【委託会社等の情報】

## 第１　【委託会社等の概況】

### １　【委託会社等の概況】

**ａ．資本金の額**

2020年7月末日現在

| | |
|---|---|
| 資本金の額 | 151億7,427万2,500円 |
| 発行可能株式総数 | 799万9,980株 |
| 発行済株式総数 | 260万8,525株 |

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

**ｂ．委託会社の機構**

①　会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

②　投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ．商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

ロ．商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ．運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

**ホ．運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議**

**・運用審査会議**

**経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。**

**・リスクマネジメント会議**

**経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。**

**・執行役員会議**

**経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。**

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

**委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。**

**2020年7月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。**

| 基本的性格 | 本数（本） | 純資産額の合計額（百万円） |
|---|---|---|
| 単位型株式投資信託 | 52 | 90,060 |
| 追加型株式投資信託 | 705 | 16,230,396 |
| 株式投資信託　　合計 | 757 | 16,320,457 |
| 単位型公社債投資信託 | 29 | 99,164 |
| 追加型公社債投資信託 | 14 | 1,449,037 |
| 公社債投資信託　合計 | 43 | 1,548,201 |
| 総合計 | 800 | 17,868,658 |

## ３ 【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当事業年度（2019年４月１日から2020年３月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

３．財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### (1) 【貸借対照表】

（単位:百万円）

| | 前事業年度<br>（2019年３月31日） | | 当事業年度<br>（2020年３月31日） | |
|---|---|---|---|---|
| 資産の部 | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金・預金 | | 28,489 | | 2,741 |
| 有価証券 | | 554 | | 22,167 |
| 前払費用 | | 214 | | 205 |
| 未収委託者報酬 | | 11,468 | | 10,847 |
| 未収収益 | | 98 | | 63 |
| その他 | | 56 | | 62 |
| 流動資産計 | | 40,882 | | 36,088 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | ※1 | 206 | ※1 | 217 |
| 建物 | | 10 | | 7 |
| 器具備品 | | 195 | | 209 |
| 無形固定資産 | | 2,821 | | 2,362 |
| ソフトウェア | | 2,804 | | 2,028 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 17 | | 333 |
| 投資その他の資産 | | 12,799 | | 15,844 |
| 投資有価証券 | | 8,493 | | 9,153 |
| 関係会社株式 | | 1,836 | | 3,972 |
| 出資金 | | 183 | | 183 |
| 長期差入保証金 | | 1,070 | | 1,069 |
| 繰延税金資産 | | 1,183 | | 1,431 |
| その他 | | 31 | | 33 |
| 固定資産計 | | 15,827 | | 18,424 |

| | | |
|---|---|---|
| 資産合計 | 56,709 | 54,512 |

（単位:百万円）

| | 前事業年度<br>（2019年３月31日） | 当事業年度<br>（2020年３月31日） |
|---|---|---|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 75 | 69 |
| 未払金 | 8,548 | 7,573 |
| 未払収益分配金 | 15 | 14 |
| 未払償還金 | 40 | 39 |
| 未払手数料 | 4,610 | 3,988 |
| その他未払金 | ※2 3,882 | ※2 3,530 |
| 未払費用 | 3,735 | 3,830 |
| 未払法人税等 | 726 | 656 |
| 未払消費税等 | 255 | 590 |
| 賞与引当金 | 725 | 688 |
| その他 | 2 | 5 |
| 流動負債計 | 14,070 | 13,414 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 2,389 | 2,574 |
| 役員退職慰労引当金 | 103 | 88 |
| その他 | 2 | 5 |
| 固定負債計 | 2,496 | 2,667 |
| 負債合計 | 16,567 | 16,082 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 15,174 | 15,174 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 11,495 | 11,495 |
| 資本剰余金合計 | 11,495 | 11,495 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 374 | 374 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 13,052 | 11,749 |
| 利益剰余金合計 | 13,426 | 12,123 |
| 株主資本合計 | 40,096 | 38,793 |

| | | |
|---|---|---|
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 46 | △363 |
| 評価・換算差額等合計 | 46 | △363 |
| 純資産合計 | 40,142 | 38,430 |
| 負債・純資産合計 | 56,709 | 54,512 |

## (2) 【損益計算書】

（単位:百万円）

| | 前事業年度<br>（自　2018年４月１日<br>至　2019年３月31日） | 当事業年度<br>（自　2019年４月１日<br>至　2020年３月31日） |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 76,052 | 69,550 |
| その他営業収益 | 673 | 583 |
| 営業収益計 | 76,725 | 70,134 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 35,789 | 31,120 |
| 広告宣伝費 | 694 | 745 |
| 調査費 | 9,066 | 8,858 |
| 調査費 | 1,057 | 1,188 |
| 委託調査費 | 8,009 | 7,670 |
| 委託計算費 | 1,351 | 1,410 |
| 営業雑経費 | 1,557 | 1,770 |
| 通信費 | 228 | 240 |
| 印刷費 | 513 | 524 |
| 協会費 | 55 | 56 |
| 諸会費 | 13 | 13 |
| その他営業雑経費 | 746 | 936 |
| 営業費用計 | 48,459 | 43,906 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 5,755 | 5,793 |
| 役員報酬 | 373 | 374 |
| 給料・手当 | 4,145 | 4,335 |
| 賞与 | 510 | 395 |
| 賞与引当金繰入額 | 725 | 688 |
| 福利厚生費 | 796 | 838 |
| 交際費 | 64 | 62 |
| 旅費交通費 | 178 | 154 |
| 租税公課 | 472 | 451 |
| 不動産賃借料 | 1,291 | 1,299 |

| | | |
|---|---|---|
| 退職給付費用 | 374 | 368 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 34 | 37 |
| 固定資産減価償却費 | 907 | 925 |
| 諸経費 | 1,819 | 1,770 |
| 一般管理費計 | 11,693 | 11,702 |
| 営業利益 | 16,572 | 14,525 |

（単位:百万円）

| | 前事業年度<br>（自　2018年４月１日<br>至　2019年３月31日） | 当事業年度<br>（自　2019年４月１日<br>至　2020年３月31日） |
|---|---|---|
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 38 | 912 |
| 投資有価証券売却益 | 215 | 214 |
| 有価証券償還益 | 133 | 24 |
| その他 | 134 | 78 |
| 営業外収益計 | 521 | 1,230 |
| 営業外費用 | | |
| 有価証券償還損 | 32 | 71 |
| 投資有価証券売却損 | 40 | 1 |
| その他 | 60 | 54 |
| 営業外費用計 | 132 | 127 |
| 経常利益 | 16,961 | 15,629 |
| 特別損失 | | |
| システム刷新関連費用 | - | 537 |
| 投資有価証券評価損 | - | 48 |
| 関係会社整理損失 | 29 | - |
| 特別損失計 | 29 | 585 |
| 税引前当期純利益 | 16,931 | 15,043 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 5,076 | 4,555 |
| 法人税等調整額 | △15 | △78 |
| 法人税等合計 | 5,060 | 4,477 |
| 当期純利益 | 11,870 | 10,566 |

### (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | |
| | | | | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 13,850 | 14,225 | 40,895 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | △12,669 | △12,669 | △12,669 |
| 当期純利益 | - | - | - | 11,870 | 11,870 | 11,870 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | △798 | △798 | △798 |
| 当期末残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 13,052 | 13,426 | 40,096 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 216 | 216 | 41,112 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | △12,669 |
| 当期純利益 | - | - | 11,870 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △170 | △170 | △170 |
| 当期変動額合計 | △170 | △170 | △969 |
| 当期末残高 | 46 | 46 | 40,142 |

当事業年度（自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | |
| | | | | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 13,052 | 13,426 | 40,096 |
| 当期変動額 | | | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 剰余金の配当 | - | - | - | △11,868 | △11,868 | △11,868 |
| 当期純利益 | - | - | - | 10,566 | 10,566 | 10,566 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | △1,302 | △1,302 | △1,302 |
| 当期末残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 11,749 | 12,123 | 38,793 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 46 | 46 | 40,142 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | △11,868 |
| 当期純利益 | - | - | 10,566 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △410 | △410 | △410 |
| 当期変動額合計 | △410 | △410 | △410 |
| 当期末残高 | △363 | △363 | 38,430 |

注記事項
（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法
（１）子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法により計上しております。

（２）その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法
（１）有形固定資産
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。
建物　　８～18年

器具備品　　４～17年

（２）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員･参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（３）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

４．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

５．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

６．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（未適用の会計基準等）

１．収益認識に関する会計基準等

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年３月30日）
・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年３月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

**ステップ３：取引価格を算定する。**
**ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。**
**ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。**

**(2) 適用予定日**
**2022年３月期の期首より適用予定であります。**

**(3) 当該会計基準等の適用による影響**
**影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。**

**２．時価の算定に関する会計基準等**
- **「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日）**
- **「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年７月４日）**
- **「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）**

**(1) 概要**
**国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。**

- **「金融商品に関する会計基準」における金融商品**

**(2) 適用予定日**
**2022年３月期の期首より適用予定であります。**

**(3) 当該会計基準等の適用による影響**
**影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。**

**（表示方法の変更）**
**（損益計算書）**
**前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取配当金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。**
**この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた172百万円は、「受取配当金」38百万円、「その他」134百万円として組替えております。**

**（貸借対照表関係）**

※１　有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度<br>（2019年３月31日） | 当事業年度<br>（2020年３月31日） |
|---|---|---|
| 建物 | 31百万円 | 34百万円 |
| 器具備品 | 264百万円 | 276百万円 |

※２　関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

| | 前事業年度<br>（2019年３月31日） | 当事業年度<br>（2020年３月31日） |
|---|---|---|
| 未払金 | 3,788百万円 | 3,397百万円 |

３　保証債務

前事業年度（2019年３月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719百万円に対して保証を行っております。

当事業年度（2020年３月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,603百万円に対して保証を行っております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

| | 当事業年度期首<br>株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | － | － | 2,608 |
| 合　　計 | 2,608 | － | － | 2,608 |

２．配当に関する事項

（１）　配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 剰余金の配当の<br>総額（百万円） | １株当たり<br>配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2018年６月25日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 12,669 | 4,857 | 2018年<br>３月31日 | 2018年<br>６月26日 |

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年６月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| | |
|---|---|
| ① 剰余金の配当の総額 | 11,868百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ １株当たり配当額 | 4,550円 |
| ④ 基準日 | 2019年３月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2019年６月24日 |

当事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

| | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | － | － | 2,608 |
| 合　　計 | 2,608 | － | － | 2,608 |

２．配当に関する事項

（１） 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 剰余金の配当の総額（百万円） | １株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2019年６月21日定時株主総会 | 普通株式 | 11,868 | 4,550 | 2019年３月31日 | 2019年６月24日 |

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年６月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| | |
|---|---|
| ① 剰余金の配当の総額 | 10,564百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ １株当たり配当額 | 4,050円 |
| ④ 基準日 | 2020年３月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2020年６月24日 |

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、

株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（３） 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（ｉ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ii）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照のこと）。

前事業年度（2019年３月31日）

（単位：百万円）

| | 貸借対照表　　計上額(*1) | 時価(*1) | 差額 |
|---|---|---|---|
| （１）現金・預金 | 28,489 | 28,489 | － |
| （２）未収委託者報酬 | 11,468 | 11,468 | － |
| （３）有価証券及び投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 8,380 | 8,380 | － |
| 資産計 | 48,338 | 48,338 | － |
| （１）未払手数料 | (4,610) | (4,610) | － |
| （２）その他未払金 | (3,882) | (3,882) | － |
| （３）未払費用（*2） | (2,805) | (2,805) | － |
| 負債計 | (11,298) | (11,298) | － |

(*1) 負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（2020年３月31日）

（単位：百万円）

| | 貸借対照表　　計上額(*1) | 時価(*1) | 差額 |
|---|---|---|---|
| （１）現金・預金 | 2,741 | 2,741 | － |
| （２）未収委託者報酬 | 10,847 | 10,847 | － |
| （３）有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 有価証券 | 21,900 | 21,900 | － |
| その他有価証券 | 8,754 | 8,754 | － |
| 資産計 | 44,243 | 44,243 | － |
| （１）未払手数料 | (3,988) | (3,988) | － |
| （２）その他未払金 | (3,530) | (3,530) | － |
| （３）未払費用（*2） | (2,889) | (2,889) | － |
| 負債計 | (10,408) | (10,408) | － |

(*1) 負債に計上されているものについては、(　)で示しております。
(*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

（１）現金・預金、並びに（２）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（３）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負　債

（１）未払手数料、（２）その他未払金、並びに（３）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

| 区分 | 前事業年度<br>（2019年３月31日） | 当事業年度<br>（2020年３月31日） |
|---|---|---|
| （１）その他有価証券 | | |
| 非上場株式 | 666 | 666 |
| （２）子会社株式及び関連会社株式 | | |
| 非上場株式 | 1,836 | 3,972 |
| （３）長期差入保証金 | 1,070 | 1,069 |

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年３月31日）

（単位：百万円）

| | １年以内 | １年超５年以内 | ５年超10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 現金・預金 | 28,489 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 11,468 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 554 | 4,284 | 2,227 | 1,227 |
| 合計 | 40,512 | 4,284 | 2,227 | 1,227 |

当事業年度（2020年３月31日）

（単位：百万円）

| | １年以内 | １年超５年以内 | ５年超10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 現金・預金 | 2,741 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 10,847 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| 有価証券 | 21,900 | - | - | - |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 267 | 3,463 | 1,184 | - |
| 合計 | 35,756 | 3,463 | 1,184 | - |

（有価証券関係）

１．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2019年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　1,836百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（2020年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　1,944百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額　2,027百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（2019年３月31日）

| | 貸借対照表計上額（百万円） | 取得原価（百万円） | 差額（百万円） |
|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| （１）株式 | 87 | 55 | 32 |
| （２）その他 | 4,991 | 4,712 | 278 |
| 小計 | 5,079 | 4,767 | 311 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| その他 | 3,301 | 3,560 | △258 |
| 小計 | 3,301 | 3,560 | △258 |
| 合計 | 8,380 | 8,328 | 52 |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　666百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2020年３月31日）

| | 貸借対照表計上額<br>（百万円） | 取得原価<br>（百万円） | 差額<br>（百万円） |
|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| （１）株式 | 60 | 55 | 5 |
| （２）その他 | 3,004 | 2,772 | 232 |
| 小計 | 3,064 | 2,827 | 237 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| その他 | 27,589 | 28,354 | △764 |
| 小計 | 27,589 | 28,354 | △764 |
| 合計 | 30,654 | 31,181 | △526 |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　666百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）

| 種類 | 売却額<br>（百万円） | 売却益の合計額<br>（百万円） | 売却損の合計額<br>（百万円） |
|---|---|---|---|
| （１）株式 | 389 | 86 | - |
| （２）その他 | | | |
| 証券投資信託 | 3,517 | 128 | 40 |
| 合計 | 3,907 | 215 | 40 |

当事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

| 種類 | 売却額<br>（百万円） | 売却益の合計額<br>（百万円） | 売却損の合計額<br>（百万円） |
|---|---|---|---|
| （１）株式 | - | - | - |
| （２）その他 | | | |
| 証券投資信託 | 1,492 | 214 | 1 |
| 合計 | 1,492 | 214 | 1 |

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、証券投資信託について48百万円の減損処理を行っております。

**（退職給付関係）**

**１．採用している退職給付制度の概要**

**当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。**

**２．確定給付制度**

**(１)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表**

| | 前事業年度<br>（自　2018年４月１日<br>至　2019年３月31日） | 当事業年度<br>（自　2019年４月１日<br>至　2020年３月31日） |
|---|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,350百万円 | 2,389百万円 |
| 勤務費用 | 158 | 159 |
| 退職給付の支払額 | △171 | △183 |
| その他 | 52 | 207 |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,389 | 2,574 |

**(２)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表**

| | 前事業年度<br>（自　2018年４月１日<br>至　2019年３月31日） | 当事業年度<br>（自　2019年４月１日<br>至　2020年３月31日） |
|---|---|---|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,389百万円 | 2,574百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 2,389 | 2,574 |
| 退職給付引当金 | 2,389 | 2,574 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 2,389 | 2,574 |

**(３)退職給付費用及びその内訳項目の金額**

| | 前事業年度<br>（自　2018年４月１日<br>至　2019年３月31日） | 当事業年度<br>（自　2019年４月１日<br>至　2020年３月31日） |
|---|---|---|
| 勤務費用 | 158百万円 | 159百万円 |
| その他 | 41 | 27 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 199 | 187 |

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度174百万円、当事業年度181百万円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：百万円）

| | 前事業年度<br>（2019年３月31日） | 当事業年度<br>（2020年３月31日） |
|---|---|---|
| 繰延税金資産 | | |
| 退職給付引当金 | 731 | 788 |
| システム関連費用 | 170 | 198 |
| 賞与引当金 | 182 | 177 |
| 未払事業税 | 141 | 129 |
| 出資金評価損 | 94 | 94 |
| 投資有価証券評価損 | 32 | 47 |
| その他 | 240 | 399 |
| 繰延税金資産小計 | 1,592 | 1,835 |
| 評価性引当額 | △164 | △173 |
| 繰延税金資産合計 | 1,428 | 1,661 |
| 繰延税金負債 | | |
| 連結法人間取引（譲渡益） | △159 | △159 |
| その他有価証券評価差額金 | △85 | △71 |
| 繰延税金負債合計 | △244 | △230 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,183 | 1,431 |

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2019年３月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2020年３月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

［関連情報］

１.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２.地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金（百万円） | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合（%） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（百万円） | 科目 | 期末残高（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. | Singapore | 133 | 金融商品取引業 | (所有)直接100.0 | 経営管理 | 債務保証（注１） | 1,719 | － | － |
| 子会社 | Daiwa Portfolio Advisory (India) Private Ltd. | India | 1,207 | 金融商品取引業 | (所有)直接91.0 | 経営管理 | 有償減資（注２） | 3,293 | － | － |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１）シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(注２）当該子会社における株主総会決議及びインド会社法法廷の承認に基づき払戻しを受けております。

当事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金（百万円） | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合（%） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（百万円） | 科目 | 期末残高（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. | Singapore | 133 | 金融商品取引業 | (所有)直接100.0 | 経営管理 | 債務保証（注） | 1,603 | － | － |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自　2018年４月１日　至　2019年３月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金または出資金（百万円） | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合（%） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（百万円）（注1） | 科目 | 期末残高（百万円）（注1） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券㈱ | 東京都千代田区 | 100,000 | 金融商品取引業 | － | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料（注2） | 19,975 | 未払手数料 | 3,400 |
| 同一の親会社をもつ会社 | ㈱大和総研ビジネス・イノベーション | 東京都江東区 | 3,000 | 情報サービス業 | － | ソフトウェアの開発 | ソフトウェアの購入（注3） | 1,052 | 未払費用 | 173 |
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和プロパティ㈱ | 東京都中央区 | 100 | 不動産管理業 | － | 本社ビルの管理 | 不動産の賃借料（注4） | 1,063 | 長期差入保証金 | 1,055 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金または出資金（百万円） | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合（%） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（百万円）（注1） | 科目 | 期末残高（百万円）（注1） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券㈱ | 東京都千代田区 | 100,000 | 金融商品取引業 | ― | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料（注2） | 16,953 | 未払手数料 | 2,984 |
| 同一の親会社をもつ会社 | ㈱大和総研ビジネス・イノベーション | 東京都江東区 | 3,000 | 情報サービス業 | ― | ソフトウェアの開発 | ソフトウェアの購入（注3） | 1,031 | 未払費用 | 224 |
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和プロパティ㈱ | 東京都中央区 | 100 | 不動産管理業 | ― | 本社ビルの管理 | 不動産の賃借料（注4） | 1,061 | 長期差入保証金 | 1,054 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

２.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

| 前事業年度<br>（自　2018年４月１日<br>至　2019年３月31日） | 当事業年度<br>（自　2019年４月１日<br>至　2020年３月31日） |
|---|---|
| １株当たり純資産額　15,389.06円 | １株当たり純資産額　14,732.52円 |
| １株当たり当期純利益　4,550.81円 | １株当たり当期純利益　4,050.66円 |

(注１)潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注２)１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| | 前事業年度<br>（自　2018年４月１日<br>至　2019年３月31日） | 当事業年度<br>（自　2019年４月１日<br>至　2020年３月31日） |
|---|---|---|
| 当期純利益（百万円） | 11,870 | 10,566 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 2,608,525 | 2,608,525 |

**（重要な後発事象）**

**該当事項はありません。**

## 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5 【その他】

ａ．定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

① 2020年2月17日付で、Daiwa Capital Management Silicon Valley Inc.への出資を行い、当該会社を子会社といたしました。

② 2020年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。

・ 商号の変更（大和アセットマネジメント株式会社に変更）

ｂ．訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

# 第２　【その他の関係法人の概況】

## １　【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

① 名称　三井住友信託銀行株式会社

② 資本金の額　342,037百万円（2020年3月末日現在）

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

| ① 名　称 | ② 資本金の額<br>単位：百万円<br>（2020年3月<br>末日現在） | ③ 事業の内容 |
|---|---|---|
| 大和証券株式会社 | 100,000 | （注） |

（注）金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## ２　【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

## ３　【資本関係】

該当事項はありません。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2020年7月27日現在）

**事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。**

**再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。**

# 第３　【参考情報】

**ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。**

| （提出年月日） | （書類名） |
| --- | --- |
| 2019年9月27日 | 有価証券届出書、有価証券報告書 |
| 2020年3月27日 | 半期報告書、有価証券届出書 |

# 独立監査人の監査報告書

2020年５月22日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員業務執行社員 | 公認会計士 | 小倉　加奈子 | 印 |
| 指定有限責任社員業務執行社員 | 公認会計士 | 間瀬　友未 | 印 |
| 指定有限責任社員業務執行社員 | 公認会計士 | 深井　康治 | 印 |

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社（旧社名 大和証券投資信託委託株式会社）の2019年４月１日から2020年３月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社（旧社名 大和証券投資信託委託株式会社）の2020年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。**

**監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。**

**財務諸表監査における監査人の責任**

**監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。**

**監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。**

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

**監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。**

**利害関係**

**会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。**

**以　上**

**(注)１．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。**
**(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。**

# 独立監査人の監査報告書

2020年8月7日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 深井　康治 | 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小林　英之 | 印 |

**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ・インデックスセレクト 新興国債券の2019年7月6日から2020年7月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ・インデックスセレクト 新興国債券の2020年7月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

**監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。**

**監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。**

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

**監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。**

**利害関係**

**大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。**

**以　上**

**(注)１．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。**

**(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。**